

有価証券報告書

事業年度 自 平成 19 年 4 月 1 日
(第 6 期) 至 平成 20 年 3 月 31 日



(E03538)

第6期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

目 次

頁

第6期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	7
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	45
3 【対処すべき課題】	45
4 【事業等のリスク】	46
5 【経営上の重要な契約等】	54
6 【研究開発活動】	54
7 【財政状態及び経営成績の分析】	55
第3 【設備の状況】	64
1 【設備投資等の概要】	64
2 【主要な設備の状況】	65
3 【設備の新設、除却等の計画】	66
第4 【提出会社の状況】	67
1 【株式等の状況】	67
2 【自己株式の取得等の状況】	88
3 【配当政策】	89
4 【株価の推移】	90
5 【役員の状況】	91
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	97
第5 【経理の状況】	111
1 【連結財務諸表等】	112
2 【財務諸表等】	172
第6 【提出会社の株式事務の概要】	206
第7 【提出会社の参考情報】	207
1 【提出会社の親会社等の情報】	207
2 【その他の参考情報】	207
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	209
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第6期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水田 廣行
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪(06)6271-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 古川 裕二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3287-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部主計室長 大橋 寛之
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	881,057	813,820	755,391	807,694	748,331
うち連結信託報酬	百万円	4,619	7,297	7,575	8,227	8,637
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△934,231	312,550	276,599	302,671	134,178
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△1,379,130	304,453	314,386	552,661	206,759
連結純資産額	百万円	830,854	1,096,294	1,255,393	1,648,636	1,200,783
連結総資産額	百万円	31,889,904	31,624,436	28,247,691	27,462,271	26,401,292
1株当たり純資産額	円	△53.43	△45.13	△39.74	△31.89	△45.82
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△56.61	9.25	9.57	17.16	5.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	3.53	4.52	10.24	3.69
自己資本比率	%	—	—	—	5.4	4.0
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.14	8.83	9.08	9.65	9.81
連結自己資本利益率	%	—	—	—	38.0	16.0
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,477,853	△331,430	△575,824	△226,951	△470,859
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	31,224	513,831	△365,127	424,071	1,112,925
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,916,425	79,821	△451,104	△340,301	△562,908
現金および現金同等物の 期末残高	百万円	2,080,653	2,342,917	960,248	817,113	896,170
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	11,924 [7,813]	10,360 [8,368]	8,047 [6,933]	8,158 [6,938]	8,277 [7,024]
信託財産額	百万円	1,738,749	1,534,845	1,495,298	1,608,218	1,543,450

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、連結当期純損失が計上されている連結会計年度については算出しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 7 連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
- 8 平成13年12月12日に株式移転により完全親会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立したことに伴い、当社株式は平成13年12月5日に上場廃止になったため、連結株価収益率を表示しておりません。
- 9 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。
- 10 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	743,584	753,207	712,658	796,431	741,667
うち信託報酬	百万円	4,619	7,297	7,575	8,227	8,637
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△977,962	236,431	254,570	284,937	120,733
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△1,415,772	311,455	317,328	546,871	198,739
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,819,595 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 156 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,819,722 甲種第一回 優先株式 5,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 146 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,843,933 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 120 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,844,697 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 60 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	818,782	1,088,443	1,252,323	1,490,032	1,057,099
総資産額	百万円	28,612,504	28,311,025	28,336,485	27,427,023	26,352,750
預金残高	百万円	20,328,898	19,832,385	19,616,086	19,493,511	19,284,738
貸出金残高	百万円	18,590,575	17,551,865	17,993,501	17,818,392	17,175,187
有価証券残高	百万円	5,501,412	5,104,791	5,657,135	5,257,370	3,950,786
1株当たり純資産額	円	△53.83	△45.39	△39.84	△32.20	△46.35

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
	—	6.10	8.4	14.5	5.55
	甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式		
	—	24.75	4.635		
	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式
	—	6.36	6.36	6.36	6.36
	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	
	—	10.00	10.00	10.00	
	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式
	—	14.38	14.38	14.38	14.38
	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式
	—	18.50	18.50	18.50	18.50
	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式
	—	0.259	0.261	0.371	0.564
	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式
	—	0.259	0.261	0.371	0.564
	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式
	—	0.259	0.261	0.371	0.564
	(普通株式)	(普通株式)	(普通株式)	(普通株式)	(普通株式)
	—	0.662	1.9	3.10	5.45
	甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式	甲種第一回 優先株式		
	—	12.375	4.635		
	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式	乙種第一回 優先株式
	—	3.18	3.18	3.18	3.18
	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	丁種第一回 優先株式	
	—	5.00	5.00	5.00	
戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	戊種第一回 優先株式	
—	7.19	7.19	7.19	7.19	
己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	己種第一回 優先株式	
—	9.25	9.25	9.25	9.25	
第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	第1種第一回 優先株式	
—	0.1295	0.1305	0.1855	0.2820	
第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	第2種第一回 優先株式	
—	0.1295	0.1305	0.1855	0.2820	
第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	第3種第一回 優先株式	
—)	0.1295)	0.1305)	0.1855)	0.2820)	

(円)

回次		第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり 当期純損失)	円	△58.12	9.48	9.67	16.97	5.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	3.62	4.56	10.13	3.54
自己資本比率	%	—	—	—	5.4	4.0
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.57	9.62	8.99	9.64	9.71
自己資本利益率	%	—	—	—	39.8	15.6
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	64.34	86.86	85.44	101.83
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,481 [5,537]	7,709 [5,946]	7,822 [6,916]	7,938 [6,918]	8,053 [7,000]
信託財産額	百万円	1,738,749	1,534,845	1,495,298	1,608,218	1,543,450
信託勘定貸出金残高	百万円	235,055	205,527	174,418	151,362	126,327
信託勘定有価証券残高	百万円	102,500	50,973	0	0	0

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第5期(平成19年3月)から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、第5期(平成19年3月)から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 第6期(平成20年3月)中間配当についての取締役会決議は平成20年3月24日に行いました。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当期純損失が計上されている事業年度については算出しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計—期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 7 単体自己資本比率は、第5期(平成19年3月)から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
なお、第4期(平成18年3月)以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。
- 9 平成13年12月12日に株式移転により完全親会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立したことに伴い、当社株式は平成13年12月5日に上場廃止になったため、株価収益率を表示しておりません。
- 10 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しておりますが、1株当たり当期純損失となる事業年度については算出しておりません。
- 11 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

- 大正7年5月 大阪市に株式会社大阪野村銀行設立
- 昭和2年1月 株式会社大阪野村銀行、商号を株式会社野村銀行に変更
- 〃 18年7月 埼玉県下4銀行が合併し、株式会社埼玉銀行を設立
- 〃 20年5月 9貯蓄銀行の合併により株式会社日本貯蓄銀行設立
- 〃 23年7月 株式会社日本貯蓄銀行、商号を株式会社協和銀行に変更
- 〃 23年10月 株式会社野村銀行、商号を株式会社大和銀行に変更
- 平成3年4月 株式会社協和銀行と株式会社埼玉銀行が対等合併し、株式会社協和埼玉銀行となる
- 〃 4年9月 株式会社協和埼玉銀行、商号を株式会社あさひ銀行に変更
- 〃 12年6月 株式会社大和銀行、住友信託銀行株式会社との基本合意(平成12年3月)に基づき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を設立
- 〃 13年2月 株式会社大和銀行、株式会社なみはや銀行より営業の一部を譲受ける
- 〃 13年9月 大和銀行グループと株式会社あさひ銀行の経営統合に基本合意
- 〃 13年12月 株式会社大和銀行、大和銀信託銀行株式会社を設立
- 〃 13年12月 株式会社近畿大阪銀行、株式会社奈良銀行と共同で株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立
- 〃 14年3月 株式会社大和銀ホールディングスは株式交換により株式会社あさひ銀行と経営統合、株式会社あさひ銀行は株式会社大和銀ホールディングスの完全子会社となる
- 〃 14年4月 株式会社大和銀ホールディングスはグループの新名称をりそなグループとする
- 〃 14年8月 株式会社大和銀ホールディングス、株式会社埼玉りそな銀行を設立
- 〃 14年10月 株式会社大和銀行、あさひ信託銀行株式会社と合併
- 〃 14年10月 株式会社大和銀ホールディングス、商号を株式会社りそなホールディングスに変更
- 〃 15年3月 株式会社大和銀行、株式会社埼玉りそな銀行分割後の株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更
- 〃 15年7月 預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行
- 〃 15年8月 株式会社りそな銀行と株式会社りそなホールディングスとの株式交換により、預金保険機構が株式会社りそなホールディングスの普通株式及び議決権付優先株式を取得
- 〃 18年1月 株式会社りそな銀行、株式会社奈良銀行と合併

3 【事業の内容】

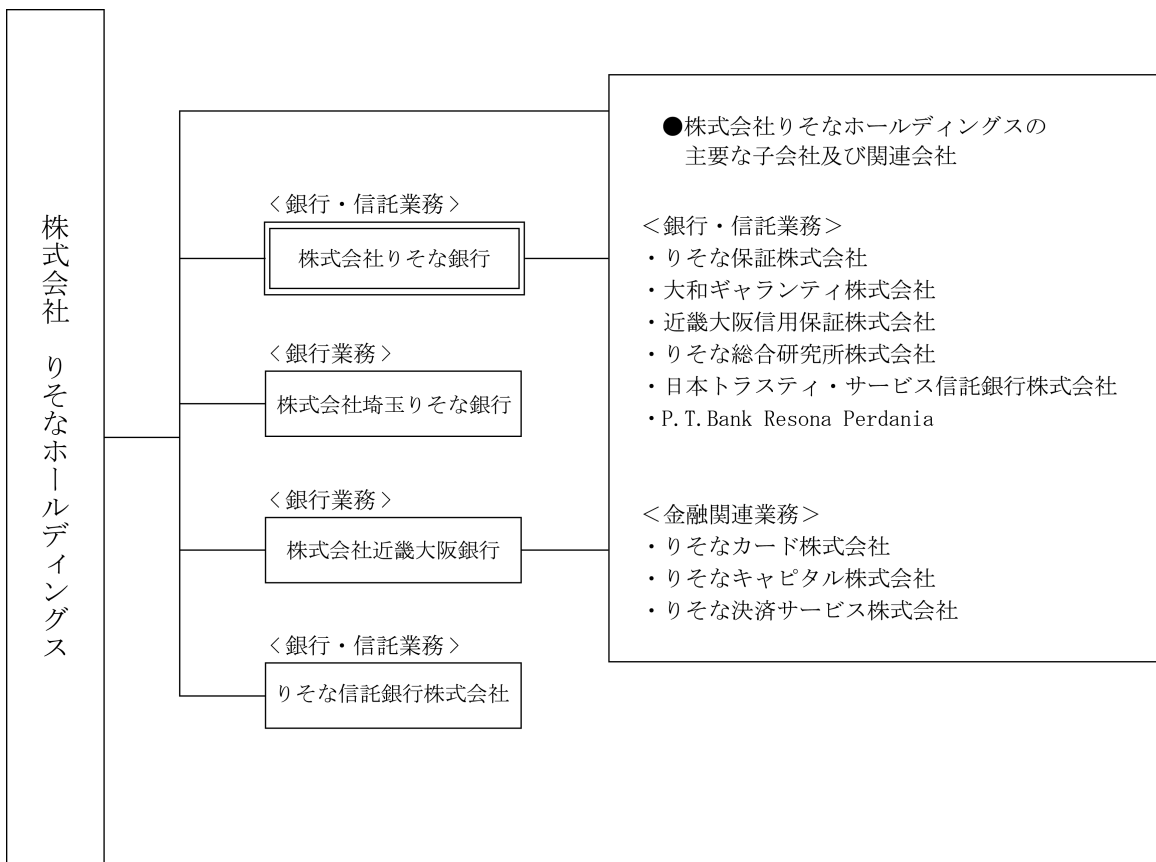
当社、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行及びりそな信託銀行株式会社は、4社の親会社である株式会社りそなホールディングス等とともに、りそなグループを構成しております。

当連結会計年度におきましては、2社の清算が完了し、連結の範囲から除外した結果、当連結会計年度末における当社の連結会社数は、海外連結子会社5社及び持分法適用関連会社4社となりました。

りそなグループのグループ会社は、銀行信託業務のほか、クレジット・カード業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの組織を図によって示すと次のとおりであります。

[当社グループの事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員 の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 貸借	業務 提携
[親会社] 株式会社りそな ホールディングス (注) 2	大阪市 中央区	327,201	銀行持株 会社	被所有 100.0	8 (4)	—	経営管理 預金取引 関係 金銭貸借 関係	当社から 建物の一部 を賃借	—
[連結子会社] P. T. Bank Resona Perdania (注) 6	インドネシア 共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 285,000	銀行	43.4	4	—	コルレス 関係 預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
P. T. Resona Indonesia Finance	インドネシア 共和国 ジャカルタ	百万インド ネシアルピア 25,000	リース	100.0 (76.0)	2	—	金銭貸借 関係	—	—
TD Consulting Co., Limited (注) 6	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルテ ィング	49.0	2	—	金銭貸借 関係	—	—
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領 西インド諸島 グランド ケイマン島	千米ドル 10	ファイナン ス	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited (注) 1	英国領 西インド諸島 グランド ケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナン ス	100.0	2	—	—	—	—
[持分法適用 関連会社] りそな保証 株式会社	さいたま市 浦和区	14,000	信用保証	37.2	1	—	保証委託 関係 預金取引 関係	—	—
大和ギャランティ 株式会社	大阪市 中央区	6,000	信用保証	— [100.0]	1	—	保証委託 関係 預金取引 関係	当社から 建物の一部 を賃借	—
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社	東京都 中央区	51,000	信託 銀行	33.3	—	—	預金取引 関係	—	手形交 換業務
日本トラスティ 情報システム 株式会社	東京都 府中市	300	情報処理 サービス	25.0	3	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、Resona Preferred Global Securities(Cayman) Limitedであります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社りそなホールディングスであります。
- 3 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社はありません。
- 4 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 5 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 6 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	8,277 [7,024]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員6,897人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8,053 [7,000]	38.2	15.0	6,518

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は6,872人であります。また、取締役を兼務しない執行役員22名も含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には、受入出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
4 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
5 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,467人(出向者を含む)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当期の世界経済は拡大基調が継続しましたが、先進国を中心に成長ペースは鈍化しました。

米国経済は減速傾向が鮮明となりました。住宅投資が大幅に減少し、過剰在庫から住宅価格が下落傾向を強めました。また、雇用鈍化、原油価格高騰、株価下落等により個人消費の停滞感が強まりました。欧州経済は企業部門を中心に底堅い動きとなりましたが、ユーロ高の影響で輸出に頭打ち感がみられました。一方、アジア、中東、東欧等の新興諸国の景気は堅調を維持しました。

当期のわが国経済は基調として緩やかな景気拡大を続けましたが、住宅投資の落込みやエネルギー・原材料高の影響から、やや減速しました。

輸出は米国向けが不振となりましたが、米国以外の地域向け輸出が下支えとなり、底堅く推移しました。設備投資は、総じて良好な企業収益のもとで引き続き高水準となりました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化なく、一人当たりの賃金は伸び悩みました。しかし、依然として企業の雇用不足感は強く、雇用者数が増加したことで雇用者所得は緩やかな増加を維持しました。こうした環境のもとで、生活必需品の価格の値上がり等により消費マインドは悪化しましたが、個人消費は総じて底堅く推移しました。住宅投資は、改正建築基準法の影響などから大幅に減少しました。

国内企業物価は、国際商品市況高を背景に上昇傾向を強めました。一方、消費者物価（全国、除く生鮮食品）は、上半期の前年を下回る水準での推移の後、年度末にかけては石油製品や食品価格の上昇が寄与し、前年比プラス幅が拡大しました。

金融資本市場に目を転じると、米国のサブプライムローン問題をきっかけとした欧米金融市場の混乱が、日本にも波及し、夏場以降、投資家のリスク回避の姿勢が鮮明となりました。日本銀行は、経済・物価情勢に加え、金融資本市場の不安定な動きも踏まえ、政策金利の据え置きを継続しました。短期金利は、上半期には日銀の利上げを織り込む動きも見られましたが、下半期は利上げ観測が急速に後退し横ばい圏での推移となりました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、上半期に日銀の利上げを織り込む動きから2%台に迫る上昇を示しましたが反転し、年度末にかけて1.3%を割り込みました。株式市場は、上半期に日経平均が1万8000円台を回復する場面も見られましたが下落に転じ、一時1万2000円を割り込みました。円の対ドルレートは、夏場にかけて120円前後の円安方向で推移しましたが、米国景気減速への警戒感が強まるなかドル安が急速に進行し、100円を割り込む動きとなりました。

(経営方針)

当社は、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、平成15年11月に「りそな再生のための集中再生期間における計画」(HOPのための計画)を策定・公表し、徹底した財務改革を中心に再生のための基礎を構築いたしました。翌平成16年11月には、集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた新たなステージにおける計画(STEPのための計画)を策定・公表し、「リストラから営業力強化へ」をテーマに、「地域を軸とした運営体制の強化」、「サービス業への更なる進化」、「システム統合による基盤整備」を重点課題として様々な改革に取り組んでまいりました。

さらに、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却による「事業の選択と集中」と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革である「業務運営の変革」に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成18年11月に「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける計画として、平成22年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」(JUMPのための計画)を公表し、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指すりそなグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当社グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野(「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」)に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化(証券、IPO支援、国際業務等)、利便性向上(クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等)、品揃え充実(投資信託、住宅ローン等)を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

・サービス改革の追求

当社グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

(業績)

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比 1 兆609億円減少して26兆4,012億円となりました。

資産では、現金預け金が前連結会計年度末比6,820億円増加して 1 兆7,830億円に、その他資産が前連結会計年度末比1,514億円増加して8,961億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比 1 兆2,987億円減少して 3 兆9,619億円になったほか、貸出金は前連結会計年度末比6,320億円減少して17兆2,182億円となっております。

負債につきましては、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比4,995億円減少して9,964億円に、借入金の前連結会計年度末比2,458億円減少して5,297億円にそれぞれなりましたほか、預金が前連結会計年度末比2,121億円減少して19兆3,158億円になりました。一方、譲渡性預金は前連結会計年度末比4,577億円増加して 2 兆2,814億円に、その他の引当金は前連結会計年度末比108億円増加して135億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比3,202億円増加し、7 兆1,546億円となっております。

純資産の部につきましては、株主資本合計が前連結会計年度末比3,383億円減少し8,915億円に、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比876億円減少して1,818億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比218億円減少して1,273億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比4,478億円減少して 1 兆2,007億円となっております。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した 1 株当たり純資産額は、△45円82銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比593億円減少し、7,483億円となりました。内訳を見ますと、有価証券利息配当金は前連結会計年度比331億円減少して387億円となりましたものの、貸出金利回りの改善などにより貸出金利息が前連結会計年度比362億円増加して3,719億円となっており、資金運用収益全体としては前連結会計年度比129億円増加して4,725億円となりました。また特定取引収益も前連結会計年度比481億円増加して701億円となりましたが、一方で、前連結会計年度は高水準であった株式等売却益が減少したことなどにより、その他経常収益が前連結会計年度比956億円減少して411億円となりました。なお、役員取引等収益は、前連結会計年度比58億円減少の1,146億円となっております。

経常費用は、前連結会計年度比1,091億円増加し、6,141億円となりました。内訳では、預金利息が前連結会計年度比225億円増加したことなどにより、資金調達費用が前連結会計年度比334億円増加して1,184億円となりました。また外国為替売買損や債券関係損益の悪化などによりその他業務費用が前連結会計年度比506億円増加して866億円に、株式等売却損や株式等償却の増加などによりその他経常費用が前連結会計年度比266億円増加して1,381億円となりました。なお、役員取引等費用は、前連結会計年度比12億円増加となっております。一方で営業経費につきましては、前連結会計年度比29億円減少して2,256億円となりました。

特別利益は、償却債権取立益やその他の特別利益などにより前連結会計年度比682億円増加して922億円となりました。また、特別損失につきましては、減損損失の減少などにより前連結会計年度比35億円減少して、43億円となっております。なお、法人税等調整額が前連結会計年度比2,695億円増加して360億円となっておりますが、これは平成20年度における東京本社ビルの売却に伴う繰延税金資産の計上がありましたものの、前連結会計年度において、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積り期間を1年から5年に見直し、前連結会計年度の法人税等調整額が△2,335億円であったためであります。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比1,684億円減少し、1,341億円に、連結当期純利益は前連結会計年度比3,459億円減少し、2,067億円となりました。また、1株当たり当期純利益は5円71銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

なお、連結自己資本比率(国内基準)は、9.81%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2,439億円支出が増加して、4,708億円の支出となりました。これは預け金の増加やコールマネー等の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比6,888億円収入が増加して1兆1,129億円の収入となりました。これは有価証券の売却が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比2,226億円支出が増加し5,629億円の支出となりました。これは配当金支払額の増加が主な要因となっております。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は、当連結会計年度期首に比べ790億円増加して8,961億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内は3,426億円、海外は107億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、3,540億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ86億円、697億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では698億円、△454億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	361,899	11,880	△775	374,554
	当連結会計年度	342,654	10,700	△684	354,039
うち資金運用収益	前連結会計年度	456,184	16,917	13,515	459,586
	当連結会計年度	468,448	13,895	9,826	472,517
うち資金調達費用	前連結会計年度	94,285	5,037	14,290	85,032
	当連結会計年度	125,794	3,194	10,511	118,478
信託報酬	前連結会計年度	8,227	—	—	8,227
	当連結会計年度	8,637	—	—	8,637
役務取引等収支	前連結会計年度	76,642	275	△5	76,924
	当連結会計年度	69,455	382	—	69,838
うち役務取引等収益	前連結会計年度	120,041	382	14	120,409
	当連結会計年度	114,184	422	—	114,606
うち役務取引等費用	前連結会計年度	43,398	106	20	43,485
	当連結会計年度	44,728	39	—	44,768
特定取引収支	前連結会計年度	21,566	—	—	21,566
	当連結会計年度	69,704	—	—	69,704
うち特定取引収益	前連結会計年度	22,021	—	—	22,021
	当連結会計年度	70,168	—	—	70,168
うち特定取引費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	464	—	—	464
その他業務収支	前連結会計年度	25,024	△396	—	24,628
	当連結会計年度	△45,970	557	9	△45,422
うちその他業務収益	前連結会計年度	61,085	△396	—	60,688
	当連結会計年度	41,114	140	—	41,255
うちその他業務費用	前連結会計年度	36,060	—	—	36,060
	当連結会計年度	87,084	△416	△9	86,678

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に24兆1,070億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆8,985億円、海外は2,085億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に24兆4,032億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は24兆3,362億円、海外は669億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.96%、海外は6.66%、合計では1.97%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.51%、海外は4.76%、合計では0.48%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	24,505,959	456,184	1.86
	当連結会計年度	23,898,524	468,448	1.96
うち貸出金	前連結会計年度	17,722,585	332,521	1.87
	当連結会計年度	17,235,489	368,520	2.13
うち有価証券	前連結会計年度	5,256,156	72,454	1.37
	当連結会計年度	4,513,418	38,367	0.85
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,040,500	7,317	0.70
	当連結会計年度	1,284,467	13,988	1.08
うち買現先勘定	前連結会計年度	57	0	0.41
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	45,166	122	0.27
	当連結会計年度	88,464	487	0.55
うち預け金	前連結会計年度	316,923	9,487	2.99
	当連結会計年度	605,076	15,597	2.57
資金調達勘定	前連結会計年度	24,753,307	94,285	0.38
	当連結会計年度	24,336,283	125,794	0.51
うち預金	前連結会計年度	18,710,603	34,486	0.18
	当連結会計年度	18,715,315	56,697	0.30
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,271,184	6,351	0.27
	当連結会計年度	2,323,904	11,772	0.50
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2,067,773	6,416	0.31
	当連結会計年度	1,446,401	9,377	0.64
うち売現先勘定	前連結会計年度	90,662	300	0.33
	当連結会計年度	146,175	865	0.59
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	107,534	746	0.69
	当連結会計年度	102,240	1,037	1.01
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	407,689	5,291	1.29
	当連結会計年度	465,785	3,761	0.80

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	264,847	16,917	6.38
	当連結会計年度	208,518	13,895	6.66
うち貸出金	前連結会計年度	118,509	6,715	5.66
	当連結会計年度	66,172	4,736	7.15
うち有価証券	前連結会計年度	137,955	9,429	6.83
	当連結会計年度	134,250	8,890	6.62
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	6,310	726	11.51
	当連結会計年度	6,141	210	3.42
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	353	2	0.64
	当連結会計年度	224	19	8.83
資金調達勘定	前連結会計年度	115,817	5,037	4.34
	当連結会計年度	66,989	3,194	4.76
うち預金	前連結会計年度	25,211	1,427	5.66
	当連結会計年度	37,048	1,761	4.75
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	953	49	5.22
	当連結会計年度	701	42	6.07
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	7,786	410	5.26
	当連結会計年度	11,333	624	5.51

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	24,770,807	233,944	24,536,862	473,102	13,515	459,586	1.87
	当連結会計年度	24,107,042	165,532	23,941,510	482,344	9,826	472,517	1.97
うち貸出金	前連結会計年度	17,841,094	88,251	17,752,842	339,236	3,511	335,724	1.89
	当連結会計年度	17,301,662	26,745	17,274,916	373,257	1,317	371,940	2.15
うち有価証券	前連結会計年度	5,394,111	144,941	5,249,170	81,883	9,948	71,935	1.37
	当連結会計年度	4,647,669	137,983	4,509,686	47,257	8,477	38,779	0.85
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,046,810	132	1,046,678	8,043	23	8,020	0.76
	当連結会計年度	1,290,609	132	1,290,476	14,198	26	14,172	1.09
うち買現先勘定	前連結会計年度	57	—	57	0	—	0	0.41
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	45,166	—	45,166	122	—	122	0.27
	当連結会計年度	88,464	—	88,464	487	—	487	0.55
うち預け金	前連結会計年度	317,277	147	317,129	9,490	31	9,458	2.98
	当連結会計年度	605,301	397	604,903	15,617	4	15,613	2.58
資金調達勘定	前連結会計年度	24,869,124	227,674	24,641,450	99,323	14,290	85,032	0.34
	当連結会計年度	24,403,272	159,669	24,243,603	128,989	10,511	118,478	0.48
うち預金	前連結会計年度	18,735,815	291	18,735,523	35,913	22	35,890	0.19
	当連結会計年度	18,752,364	131	18,752,232	58,458	28	58,430	0.31
うち譲渡性預金	前連結会計年度	2,271,184	—	2,271,184	6,351	—	6,351	0.27
	当連結会計年度	2,323,904	—	2,323,904	11,772	—	11,772	0.50
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2,068,727	148	2,068,578	6,466	15	6,450	0.31
	当連結会計年度	1,447,102	417	1,446,684	9,419	17	9,401	0.64
うち売現先勘定	前連結会計年度	90,662	—	90,662	300	—	300	0.33
	当連結会計年度	146,175	—	146,175	865	—	865	0.59
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	107,534	—	107,534	746	—	746	0.69
	当連結会計年度	102,240	—	102,240	1,037	—	1,037	1.01
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	415,475	88,431	327,044	5,701	2,842	2,859	0.87
	当連結会計年度	477,119	27,376	449,742	4,386	1,307	3,078	0.68

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益合計は1,146億円、役務取引等費用合計は447億円となり、役務取引等収支合計では698億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	120,041	382	14	120,409
	当連結会計年度	114,184	422	—	114,606
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	22,294	67	—	22,361
	当連結会計年度	20,780	127	—	20,907
うち為替業務	前連結会計年度	27,487	307	—	27,795
	当連結会計年度	26,808	287	—	27,095
うち信託関連業務	前連結会計年度	16,443	—	—	16,443
	当連結会計年度	16,040	—	—	16,040
うち証券関連業務	前連結会計年度	25,460	—	—	25,460
	当連結会計年度	22,578	—	—	22,578
うち代理業務	前連結会計年度	7,137	—	—	7,137
	当連結会計年度	7,017	—	—	7,017
うち保護預り 貸金庫業務	前連結会計年度	2,441	—	—	2,441
	当連結会計年度	2,401	0	—	2,401
うち保証業務	前連結会計年度	3,535	—	—	3,535
	当連結会計年度	3,272	—	—	3,272
役務取引等費用	前連結会計年度	43,398	106	20	43,485
	当連結会計年度	44,728	39	—	44,768
うち為替業務	前連結会計年度	6,198	—	—	6,198
	当連結会計年度	6,363	—	—	6,363

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は701億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	22,021	—	—	22,021
	当連結会計年度	70,168	—	—	70,168
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	2,321	—	—	2,321
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	195	—	—	195
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	18,700	—	—	18,700
	当連結会計年度	67,232	—	—	67,232
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	999	—	—	999
	当連結会計年度	2,741	—	—	2,741
特定取引費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	464	—	—	464
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	464	—	—	464
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	455	—	—	455
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度末の特定取引資産は4,139億円、特定取引負債は1,403億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	362,802	—	—	362,802
	当連結会計年度	413,988	—	—	413,988
うち商品有価証券	前連結会計年度	45,985	—	—	45,985
	当連結会計年度	28,314	—	—	28,314
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	81,003	—	—	81,003
	当連結会計年度	156,534	—	—	156,534
うちその他の 特定取引資産	前連結会計年度	235,812	—	—	235,812
	当連結会計年度	229,139	—	—	229,139
特定取引負債	前連結会計年度	117,821	—	—	117,821
	当連結会計年度	140,361	—	—	140,361
うち売付商品債券	前連結会計年度	68,097	—	—	68,097
	当連結会計年度	14,660	—	—	14,660
うち商品有価証券 派生商品	前連結会計年度	64	—	—	64
	当連結会計年度	101	—	—	101
うち特定取引 売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前連結会計年度	13	—	—	13
	当連結会計年度	13	—	—	13
うち特定金融派生 商品	前連結会計年度	49,645	—	—	49,645
	当連結会計年度	125,586	—	—	125,586
うちその他の 特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	19,493,511	35,029	527	19,528,013
	当連結会計年度	19,284,738	31,128	—	19,315,867
うち流動性預金	前連結会計年度	12,089,747	18,756	—	12,108,504
	当連結会計年度	11,387,633	17,806	—	11,405,440
うち定期性預金	前連結会計年度	6,818,240	16,143	—	6,834,384
	当連結会計年度	7,141,361	13,322	—	7,154,683
うちその他	前連結会計年度	585,523	128	527	585,125
	当連結会計年度	755,743	—	—	755,743
譲渡性預金	前連結会計年度	1,823,690	—	—	1,823,690
	当連結会計年度	2,281,440	—	—	2,281,440
総合計	前連結会計年度	21,317,201	35,029	527	21,351,703
	当連結会計年度	21,566,178	31,128	—	21,597,307

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,809,645	100.00	17,167,684	100.00
製造業	1,957,421	10.99	1,863,105	10.85
農業	8,919	0.05	7,788	0.04
林業	3,368	0.02	3,259	0.02
漁業	7,907	0.05	6,144	0.04
鉱業	20,166	0.11	17,249	0.10
建設業	509,786	2.86	479,697	2.79
電気・ガス・熱供給・水道業	50,946	0.29	49,837	0.29
情報通信業	244,743	1.38	235,907	1.37
運輸業	432,665	2.43	414,883	2.42
卸売・小売業	1,992,931	11.19	1,897,855	11.05
金融・保険業	978,063	5.49	717,431	4.18
不動産業	1,978,908	11.11	1,901,583	11.08
各種サービス業	1,718,673	9.65	1,604,958	9.35
地方公共団体	317,666	1.78	330,584	1.93
その他	7,587,483	42.60	7,637,397	44.49
海外および特別国際金融取引勘定分	40,605	100.00	50,523	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	40,605	100.00	50,523	100.00
合計	17,850,251	—	17,218,208	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成19年3月31日		平成20年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	6,949,173	39.02	7,011,835	40.84

(注) 平成20年3月31日より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。なお、平成19年3月31日の住宅ローン残高には、当該ローン36,781百万円を含んでおります。

(B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成19年3月31日	インドネシア	44,659
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	44,667
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.16)
平成20年3月31日	インドネシア	53,906
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	53,914
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.20)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	2,723,084	—	—	2,723,084
	当連結会計年度	2,386,060	—	—	2,386,060
地方債	前連結会計年度	198,481	—	—	198,481
	当連結会計年度	149,800	—	—	149,800
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
社債	前連結会計年度	804,966	—	—	804,966
	当連結会計年度	718,392	—	—	718,392
株式	前連結会計年度	742,448	—	—	742,448
	当連結会計年度	546,293	—	—	546,293
その他の証券	前連結会計年度	798,274	96	6,615	791,755
	当連結会計年度	164,545	3,489	6,615	161,419
合計	前連結会計年度	5,267,255	96	6,615	5,260,736
	当連結会計年度	3,965,093	3,489	6,615	3,961,967

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	151,362	9.41	126,327	8.19
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	744	0.05	—	—
受託有価証券	327	0.02	327	0.02
金銭債権	400,072	24.88	374,501	24.26
有形固定資産	591,401	36.77	632,020	40.95
無形固定資産	3,321	0.21	4,165	0.27
その他債権	14,051	0.87	12,613	0.82
銀行勘定貸	417,715	25.97	367,996	23.84
現金預け金	29,222	1.82	25,498	1.65
合計	1,608,218	100.00	1,543,450	100.00

負債

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	555,739	34.56	470,264	30.47
財産形成給付信託	1,656	0.10	1,272	0.08
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	327	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	416,893	25.92	398,201	25.80
土地及びその定着物の信託	159,371	9.91	121,327	7.86
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,697	0.29	4,691	0.31
包括信託	469,533	29.20	547,364	35.46
合計	1,608,218	100.00	1,543,450	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 73,431百万円

当連結会計年度末 66,632百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	758	0.50	598	0.47
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	585	0.38	469	0.37
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	10	0.01	—	—
運輸業	410	0.27	349	0.28
卸売・小売業	1,265	0.83	680	0.54
金融・保険業	32,560	21.51	26,272	20.80
不動産業	6,730	4.45	4,721	3.74
各種サービス業	1,431	0.95	776	0.61
地方公共団体	—	—	—	—
その他	107,613	71.10	92,457	73.19
合計	151,362	100.00	126,327	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	92,949	61.41	77,214	61.12

(注) 当連結会計年度より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。
 なお、前連結会計年度の住宅ローン残高には、当該ローン残高3,756百万円を含んでおります。

③ 有価証券残高の状況

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	有価証券残高 (百万円)	構成比(%)	有価証券残高 (百万円)	構成比(%)
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	—	—	—
その他の証券	0	100.00	0	100.00
合計	0	100.00	0	100.00

④ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	151,062	29.18	126,144	29.03
有価証券	—	—	—	—
その他	366,619	70.82	308,320	70.97
資産計	517,681	100.00	434,464	100.00
元本	516,755	99.82	433,580	99.80
債権償却準備金	456	0.09	380	0.09
その他	469	0.09	504	0.11
負債計	517,681	100.00	434,464	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前連結会計年度末

貸出金151,062百万円のうち、破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,967百万円であります。

当連結会計年度末

貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6	4
危険債権	36	196
要管理債権	205	39
正常債権	1,260	1,020

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	492,608	444,310	△48,298
うち信託報酬	8,227	8,637	409
うち信託勘定不良債権処理損失	355	△104	△460
貸出金償却	432	331	△100
その他の債権売却損等	△76	△436	△359
経費(除く臨時処理分)	229,834	233,353	3,519
人件費	73,609	75,222	1,612
物件費	142,724	144,144	1,420
税金	13,500	13,986	486
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	262,774	210,956	△51,817
一般貸倒引当金繰入額	3,396	—	△3,396
業務純益	259,377	210,956	△48,420
信託勘定償却前業務純益	259,733	210,851	△48,881
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	263,130	210,851	△52,278
うち債券関係損益	8,346	3,688	△4,658
臨時損益	25,560	△90,222	△115,783
株式関係損益	65,740	△44,647	△110,387
銀行勘定不良債権処理損失	58,355	56,400	△1,955
貸出金償却	23,542	54,562	31,020
個別貸倒引当金繰入額	36,977	—	△36,977
特定海外債権引当勘定繰入額	△4	—	4
その他の債権売却損等	△2,159	1,837	3,997
その他臨時損益	18,175	10,824	△7,351
経常利益	284,937	120,733	△164,204
特別損益	16,042	83,931	67,888
うち固定資産処分損益	△647	△1,382	△735
うち減損損失	5,937	2,774	△3,162
うち与信費用戻入額	19,900	35,028	15,128
うち事業再構築引当金取崩額	101	—	△101
うち店舗チャネル改革引当金 取崩額	2,625	—	△2,625
うち債権売却益	—	40,000	40,000
うち投資損失引当金取崩額	—	13,058	13,058
税引前当期純利益	300,980	204,664	△96,315
法人税、住民税及び事業税	△12,357	△30,123	△17,765
法人税等調整額	△233,532	36,048	269,581
当期純利益	546,871	198,739	△348,131
与信関連費用総額	42,207	21,266	△20,941

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
- 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
- 3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失
- 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
- 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
- 6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
- 7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
- 8 与信関連費用総額＝信託勘定不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額＋銀行勘定不良債権処理損失－与信費用戻入額

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	67,685	69,116	1,430
退職給付費用	2,445	△3,685	△6,130
福利厚生費	10,828	11,076	247
減価償却費	8,655	8,976	321
土地建物機械賃借料	20,342	20,322	△20
営繕費	735	1,012	277
消耗品費	2,770	2,556	△214
給水光熱費	2,785	2,658	△127
旅費	870	937	66
通信費	3,762	3,946	183
広告宣伝費	1,805	2,150	345
租税公課	13,500	13,986	486
その他	91,172	91,328	155
合計	227,361	224,384	△2,977

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.68	1.83	0.15
(イ) 貸出金利回	1.86	2.13	0.26
(ロ) 有価証券利回	1.14	0.80	△0.33
(2) 資金調達原価 ②	1.09	1.26	0.17
(イ) 預金等利回	0.13	0.27	0.13
(ロ) 外部負債利回	0.32	0.61	0.29
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.59	0.57	△0.01

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
当期純利益ベース	—	—	—

(注) ROE算出式

$$= \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は当期純利益)}}{\{(期首純資産の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末純資産の部合計 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金等の状況(単体)

(1) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	19,493,511	19,284,738	△208,772
預金(平残)	18,711,098	18,715,315	4,216
貸出金(末残)	17,818,392	17,175,187	△643,205
貸出金(平残)	17,719,346	17,235,489	△483,857

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	10,844,028	11,165,042	321,014
法人その他	8,614,542	8,098,495	△516,047
合計	19,458,572	19,263,539	△195,033

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	7,159,439	7,215,538	56,099
うち住宅ローン残高	6,949,173	7,011,835	62,662
うちその他ローン残高	210,265	203,702	△6,563

(注) 当事業年度より、法人向けローン（法人を債務者とした主にアパートローン）を控除しております。
 なお、前事業年度の消費者ローン残高には当該ローン残高37,036百万円を含んでおります。

④ 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	14,604,748	14,295,363	△309,384
総貸出金残高	②	百万円	17,818,392	17,175,187	△643,205
中小企業等貸出金比率	①/②	%	81.96	83.23	1.26
中小企業等貸出先件数	③	件	660,510	665,180	4,670
総貸出先件数	④	件	662,700	667,321	4,621
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.66	99.67	0.00

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	516,755	433,580	△83,174
	平残	504,909	475,366	△29,543
貸出金	末残	151,062	126,144	△24,917
	平残	162,919	139,988	△22,930

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	228,389	212,212	△16,176
法人その他	288,366	221,367	△66,998
合計	516,755	433,580	△83,174

③ 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	107,456	89,385	△18,070
うち住宅ローン残高	92,949	77,214	△15,734
うちその他ローン残高	14,507	12,171	△2,335

(注) 当事業年度より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。
 なお、前事業年度の消費者ローン残高には、当該ローン残高3,756百万円を含んでおります。

④ 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	118,053	99,556	△18,497
総貸出金残高	② 百万円	151,362	126,327	△25,035
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.99	78.80	0.81
中小企業等貸出先件数	③ 件	7,352	6,398	△954
総貸出先件数	④ 件	7,396	6,435	△961
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.40	99.42	0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	155	1,136	148	1,430
信用状	3,211	33,643	2,693	26,098
保証	61,385	530,791	54,983	486,195
計	64,751	565,570	57,824	513,724

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	94,887	180,506,134	97,971	204,818,351
	各地より受けた分	83,887	183,006,627	83,899	204,287,859
代金取立	各地へ向けた分	1,917	3,926,860	1,787	3,745,962
	各地より受けた分	739	1,381,473	681	1,313,964

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	22,784	23,477
	買入為替	3,622	3,102
被仕向為替	支払為替	22,159	23,594
	取立為替	2,436	2,375
合計		51,003	52,550

8 併營業務の状況

区分	前事業年度			当事業年度		
	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
不動産売買の媒介	3,242件		583,745百万円	2,521件		620,129百万円
財産に関する遺言の執行	216件	253件	116件	245件	227件	134件
財産の取得及び処分の代理取扱	一件		一百万円	一件		一百万円
取得	(一〃)		(一〃)	(一〃)		(一〃)
処分	(一〃)		(一〃)	(一〃)		(一〃)
証券代行業務	引受	終了	期末現在	引受	終了	期末現在
委託会社数	一社	一社	一社	一社	一社	一社
管理株主数			一名			一名
期中名義書換件数			一件			一件

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法(平成19年3月31日は標準的手法)、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	404,408	404,408
	利益剰余金	545,629	207,260
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	369,808	18,374
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,400	△2,252
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	149,243	127,364
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	135,803	115,195
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	1	—
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	6,460	6,106
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,001,538	992,228
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	64,669
計 (A)	1,001,538	927,559	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,803	115,195	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	47,532	46,358
	一般貸倒引当金	109,357	5,917
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	43,399
	負債性資本調達手段等	625,141	590,531
	うち永久劣後債務 (注4)	393,045	357,638
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	232,095	232,893
	計	782,031	686,206
うち自己資本への算入額 (B)	782,031	686,206	
控除項目 (注6) (C)	95,040	61,707	
自己資本額 (D)	(A) + (B) - (C)	1,688,529	1,552,057
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,295,206	13,290,480
	オフ・バランス取引等項目	1,214,444	1,588,495
	信用リスク・アセットの額 (E)	16,509,650	14,878,975
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	987,594	935,303
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	79,007	74,824
	旧所要自己資本の額の告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0 を乗じて得た額 (H)	—	—
計((E) + (F) + (H)) (I)	17,497,245	15,814,279	
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(I) × 100(%)	9.65	9.81	
(参考)Tier 1比率 = (A)/(I) × 100(%)	5.72	5.86	

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は263,115百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は198,445百万円であります。
- 3 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成19年3月31日	平成20年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	279,928	279,928
	その他資本剰余金	72,280	72,280
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	587,028	242,007
	その他	142,521	119,556
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	369,808	18,374
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	6,460	6,106
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当 額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	985,417	969,221
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	68,820
計 (A)	985,417	900,400	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,803	115,195	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	47,532	46,358
	一般貸倒引当金	108,147	4,403
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	43,554
	負債性資本調達手段等	625,141	590,531
	うち永久劣後債務 (注4)	393,045	357,638
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	232,095	232,893
	計	780,820	684,848
	うち自己資本への算入額 (B)	780,820	684,848
控除項目	控除項目 (注6) (C)	98,033	60,980
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,668,205	1,524,268
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	15,191,844	13,219,028
	オフ・バランス取引等項目	1,216,278	1,610,379
	信用リスク・アセットの額 (E)	16,408,123	14,829,408
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	895,429	863,805
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	71,634	69,104
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0 を乗じて得た額 (H)	—	—
	計((E) + (F) + (H)) (I)	17,303,552	15,693,213
単体自己資本比率(国内基準) = (D)/(I) × 100(%)		9.64	9.71
(参考)Tier 1比率 = (A)/(I) × 100(%)		5.69	5.73

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成20年3月31日の繰延税金資産の純額に相当する額は262,664百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は193,844百万円であります。
- 3 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言 ^{(注)1} が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益 ^{(注)3} 不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由 ^{(注)4} が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合

支払不能事由：

① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

政府による宣言：

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合

2 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る当社の分配可能額から、当該事業年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	363	448
危険債権	2,523	2,216
要管理債権	1,912	1,420
正常債権	184,385	177,217

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成19年3月31日	平成20年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	370	452
危険債権	2,560	2,413
要管理債権	2,118	1,460
正常債権	185,646	178,238

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社は、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No. 1 への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

・資産効率重視の収益増強

当社グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来の中、『りそな』を選んで頂くために、ソリューション提供力やリレーションシップを強化し、お客さまの利便性や満足度を向上させることにより、競争優位性の向上を図り取引基盤を拡大してまいります。また、グループシナジーを発揮することにより、他社にない価値を創造する金融グループの実現を目指してまいります。

・現場力向上に向けた人材改革

持続的な成長を支える人材強化に取り組むことにより、金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。具体的には、各種研修の拡充、人材育成の仕組みの再構築、職責と成果に応じたメリハリのある処遇、多様な人材が活躍できる風土創り(ダイバーシティマネジメント)等に挑戦してまいります。

・信頼度No. 1 への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まるなか、銀行のサービスの基本は「信頼」であることを改めて認識し、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取り組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。これらの取り組みを通じて、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めて頂けるよう、お客さまからの信頼を全てに優先し、誠実かつ正確なサービスの提供に努めてまいります。

りそなグループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にの方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4 【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は、以下のとおりです。

これらのリスクは必ずしも全てを網羅したものではありません。また、リスクの発生は必ずしも独立して発生するものではなく、あるリスクの発生が他の様々なリスクの発生につながり、様々なリスクを増大させる可能性があります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めてまいります。

なお、記載事項のうち将来に関するものは、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 与信関係費用が増加するリスク

当社は、貸出資産の劣化に対する予防管理やリスク分散に向けた取り組みを進め、信用リスク管理体制の強化を図っております。また、不良債権については、正確な自己査定に基づき、十分な水準の財務上の手当てを行っております。

しかしながら、今後の国内景気の動向、不動産価格や株価の変動、融資先の経営状況等によっては、想定を範囲を超える償却・引当を余儀なくされ、当社の業績、財務状況及び自己資本の状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

① 融資先の業況悪化等

当社の与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めており、リスクの分散が図られております。また、融資先のモニタリングを通して、正確な自己査定を行い、適切な償却・引当を実施しております。

しかしながら、今後の経済動向や主たる取引金融機関の方針変更等、融資先を取り巻く環境の変化によっては、信用状態が悪化する融資先が増加したり、金融支援を求められたりすることなどにより、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、特定の業界を取り巻く経営環境の変化や、第三セクターや地方公社等をめぐる社会動向によっては、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

② 貸倒引当金の状況

償却・引当の計上にあたっては、貸出資産を適正に評価し、市場売却を想定した厳正な担保評価を行っておりますが、今後の不動産価格や株価の変動によっては、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

また、今後、会計基準の変更等に伴い、当社が自己査定基準、償却・引当基準等を見直した場合には、不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

③ 地域経済悪化による貸倒れの増加等

当社は東京都を主とした首都圏と、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいても、大きな割合を占めております。日本経済には原材料価格の高騰などの影響から減速感が出てきており、これらの地域の経済状態が低迷した場合には、貸倒れの増加や担保価値の下落等により、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

④ 不良債権処理に伴う与信費用等の増加

不良債権については、大幅な削減を実現しておりますが、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、今後も引き続き融資先の早期再生支援に向けた取り組みや不良債権の迅速な処理を進めていきます。

今後の融資先の再生支援、不良債権処理の際には、損失が引当金を上回り追加損失が発生する場合があります。また、平成19年10月から導入された信用保証協会との責任共有制度の影響により、当社の負担が増加する可能性があります。

⑤ 融資先等企業の存立を揺るがす内部統制の欠陥

近年、不正会計処理や不祥事件等、内部統制の欠陥に関わる問題の発生により、企業の信頼性が著しく失墜する、あるいは企業の存立を揺るがす事態が増加しております。こうした事態に当社の融資先が直接的あるいは間接的に関与し、その信用力に悪影響が生じた場合、当社の不良債権や与信費用が増加する可能性があります。

(2) 市場業務に伴うリスク

当社は、デリバティブ取引を含む相場変動を伴う金融商品を取扱うトレーディング業務や債券、株式、ファンド等への投資業務を行っております。また、預金・貸出金等の金利更改期日の違いから発生する長短金利ギャップを抱えております。そのため当社では、過去の相場変動等を基に統計的手法を用いて算出するバリュエーション・アット・リスクによるリスク限度等の設定、損失額についての損失限度の設定等、厳格なリスク管理体制を整備し、適切なリスクコントロールを行っております。

しかしながら、金融政策の変更や市場動向等により過去の相場変動から予想される範囲を大幅に超える相場変動等が発生した場合、特に、市場金利が急激に上昇した場合や株価が大幅に下落した場合には、保有するポートフォリオの価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、昨今のサブプライムローン問題にもあるように、証券化商品の裏付資産が大幅に劣化した場合や証券化市場の流通機能が大幅に低下した場合には、保有する証券化商品の価値が下落することによって想定以上の評価損や実現損失が発生し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外国為替相場変動に伴うリスク

当社は、資産・負債および純資産の一部を外国通貨建てで保有しております。これら外国通貨建て資産・負債および純資産は、互いに相殺あるいは必要に応じた適切なヘッジによりリスクコントロールを行っておりますが、予想を超える大幅な外国為替相場の変動が発生した場合は、当社の業績、財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 株式保有に伴うリスク

当社は、株価下落による業績への影響を排除するために、市場性のある株式残高の圧縮を進め、株価変動リスクを極力削減してきました。また、当連結会計年度末現在、保有する株式全体では評価益を計上しております。

しかしながら、極めて著しい株価下落に際しては、保有株式に減損または評価損が発生し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達・流動性に関するリスク

当社は、安定的な資金繰りを達成することを目的として、市場調達、短期調達への過度な依存を抑制するための上限額の設定や預金・貸出金の動向、市場環境の状況に応じたモニタリング等、適切な管理を行っております。

しかしながら、今後、大規模な金融システム不安が発生した場合や、当社に対する悪意を持った風評等が発生した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされたり、市場から必要な資金の確保が困難になる、あるいは想定範囲をはるかに超える預金が流出し、資金繰りに支障が生じる可能性があります。その結果、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競争激化に伴うリスク

当社は、金融業界の規制緩和の進展や異業種からの参入、政府系金融機関や郵政事業の民営化等により競争が激化するなか、差別化された経営の確立を図り、選ばれる金融サービス企業を目指しております。また、多様化するお客さまのニーズを充足し、お客さまへの商品・サービス提供力において他社との競争を勝ち抜いていくために、新商品の開発や他業界の企業との提携等、様々なビジネス戦略を展開し、収益力の強化を目指しております。

しかしながら、今後も競争が更に激化する場合は、貸出金利の低下や預金金利の上昇による金利利鞘の縮小や手数料引き下げによる役務収益の減少等により、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業戦略におけるリスク

当社は、金融サービス業における競争が激化するなか、収益力の強化を目指し、様々なビジネス戦略を展開しております。これらビジネス戦略の展開に伴い、新規事業の管理・遂行のための人材の確保、多様化する商品・サービスに対応するためのシステム等の改善、市場環境・価格動向の変化に即応したリスク管理体制の拡充等が必要となり、新たなコスト負担が生じる可能性があります。また、以下に述べるものをはじめとする様々な要因が生じたり、社会的・経済的環境の大幅な変化といった予期せぬ事象が発生した場合には、当社が予想した通りの収益が上がらない可能性があります。その結果、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 優良なお客さまへの貸出増強が進まないこと
- ・ リスクに見合った貸出金利利鞘が確保できないこと
- ・ 手数料収入が期待通りに増大しないこと
- ・ 経費削減等の効率化を目指した施策が期待通りの効果をもたらさないこと
- ・ グループ会社間におけるシナジー効果の発揮が期待通りの結果をもたらさないこと

(8) 自己資本比率が悪化するリスク

当社は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を4%以上に維持する必要があります。

当社の自己資本比率は、本「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があり、その場合は、資金調達コストの上昇などにより、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に上記記載の自己資本比率が基準値の4%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部または一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社の業務運営や業績、財務状況に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、自己資本比率算出における信用リスク・アセットの計算手法を「標準的手法」から「基礎的内部格付手法」に変更しております。これにより、貸出資産等の信用リスク・アセット算出においては内部格付に応じたリスク・ウェイトを適用することから、自己資本比率が従来に比して大きく変動する可能性があります。

また、自己資本比率の算出において、劣後債務を一定の限度で補完的項目として自己資本の額に算入することができますが、自己資本算入期限が到来した既存の劣後債務の借り換えが困難となった場合、当社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

(9) 公的資金に関する事項

りそなグループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円（平成20年3月末現在残高、総額約2兆3,375億円）の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」（経営健全化計画）を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告することとされております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構および株式会社整理回収機構が保有する株式会社りそなホールディングスの優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております（優先株式の内容につきましては、株式会社りそなホールディングス第7期有価証券報告書の第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）。株式会社りそなホールディングスは公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及び今後市場で発行する優先株式の資金（その他資本剰余金）を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、株式会社りそなホールディングスの発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として株式会社りそなホールディングスの株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する株式会社りそなホールディングスの普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により株式会社りそなホールディングスの株価に影響を与える可能性があります。

(10) その他の優先株式に関する事項

株式会社りそなホールディングスは上記公的資金の優先株式以外にも取得請求権付優先株式を発行しております（優先株式の内容につきましては、株式会社りそなホールディングス第7期有価証券報告書の第一部〔企業情報〕第4〔提出会社の状況〕をご覧ください）が、これらの優先株式が普通株式に転換されるなど、株式会社りそなホールディングスの発行済株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として株式会社りそなホールディングスの株価が下落する可能性があります。

(11) 格付にかかるリスク

当社は、格付機関から格付を取得しております。当社では、収益力増強策や財務の健全性向上策等の諸施策に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため、常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。

また、当社の格付は、本「事業等のリスク」に記載する様々な要因、その他日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等が単独または複合的に影響することによって低下する可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 繰延税金資産にかかるリスク

当社は、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。その結果、当社の財政状態及び自己資本比率等に悪影響を与える可能性があります。

(13) 退職給付債務にかかるリスク

当社の年金資産の時価が下落した場合、当社の年金資産の運用利回りが低下した場合、または退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、数理計算上の差異が発生する可能性があります。また、退職一時金・年金制度の変更により過去勤務債務が発生する可能性があります。これらの未認識債務の発生により将来の退職給付費用が増加し、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 元本補てん契約のある信託商品における補てん

当社は、信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について元本補てん契約を結んでおります。これらの信託商品は、貸出金や有価証券等により運用されておりますが、貸倒れまたは投資損失等が発生し、債権償却準備金を充当しても元本補てん契約のある信託勘定の元本に欠損が生じた場合は、補てんのための支払にかかる損失を計上する必要があります。その結果、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 役員及び従業員による事務過誤・内部不正に伴うリスク

当社は、預金・為替・貸出・信託・証券等の幅広い業務を行っております。このような多種多様な業務の遂行に際しては、役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の事務リスクに晒されております。これら事務リスクを防止するために、業務プロセスや事務処理に関して、簡素化・集中処理化・システム化を推進するとともに、教育・研修を継続的に行っております。

更に、事務過誤・不祥事等の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) システム障害等の発生に伴うリスク

当社は、システムに関する障害・不備、不正等により顕在化するシステムリスクを単に技術的な問題としてとらえるのではなく、顕在化した場合は社会的に影響を与えて経営基盤を揺るがしかねないリスクであるとの認識のもと、システムに関する障害・不備防止対策、不正防止対策等のリスク管理の基準を定め適切な管理体制を整備するとともに、システム障害を想定したコンティンジェンシープランを整備することによりシステムリスクの軽減に努めております。

また、株式会社近畿大阪銀行のシステムについては、当社システムとの共同化を平成20年7月に予定しております。この共同化プロジェクトを円滑に推進するため、株式会社近畿大阪銀行の社長を最高責任者とする実行体制と株式会社りそなホールディングスを中心とした管理体制を構築し、プロジェクトの進捗状況を管理しております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず、お客さまへのサービスに混乱をきたすような重大なシステム障害等が発生した場合には、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 情報漏えいに伴うリスク

当社は、お客さまの情報はじめとした膨大な情報を取り扱っております。これらの情報を保護・管理するため、当社においては、情報管理に関する方針・規程等の策定、社員教育、システムセキュリティ対策等を行っております。

しかしながら、人為的ミス、不正行為、外部犯罪等によって当社あるいは業務委託先からお客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合は、当社が損害賠償を請求されたり、当社の信用の低下・失墜により事業環境が悪化する等によって、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、将来的にセキュリティ対策のためのコストが増加する可能性があります。

(18) 外部委託に伴うリスク

当社は、銀行業務を中心とした様々な業務の外部委託を行っております。業務の外部委託を行うに際しては、業務委託を行うことの妥当性検証、委託先の適格性検証、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対応策策定等、体制整備に努めております。

しかしながら、委託先において委託業務遂行に支障をきたす事態となった場合や、お客さまの情報等の重要な情報が漏えいした場合等には、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 金融犯罪の発生に伴うリスク

当社は、多数のキャッシュカードを発行しており、生体認証機能付ICキャッシュカード導入等の偽造・盗難カード被害防止策を種々実施しております。また、インターネットバンキングサービスの提供にあたっては、ウィルス対策ソフトの提供や乱数表の導入などのセキュリティ対策強化に努めております。

しかしながら、想定範囲を超える大規模な金融犯罪が発生した場合は、その対策に伴うコストや被害を受けたお客さまへの補償等により、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(20) 災害等の発生に伴うリスク

当社は、国内外において店舗・システムセンター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、建物・設備等の機能を整備するとともに経年状況の把握と適切な維持管理に努めております。

しかしながら、想定を越える大規模災害や犯罪等が発生し、大きな被害を受けた場合は、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(21) 法令違反等の発生に伴うリスク

当社は、銀行法、会社法等の各種法令諸規則等に基づいて業務を行っております。当社ではこれら法令諸規則等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や不正行為等の未然防止に向けた体制整備を行うとともに、研修の実施等により全社的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

しかしながら、役員及び従業員が法令諸規則等を遵守できなかった場合や、役員及び従業員による不正行為等が行われた場合には、行政処分や罰則を受けたり、お客さまからの信頼失墜等により当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(22) 重要な訴訟発生に伴うリスク

当社では、当社全体の訴訟について一元的に管理を行い、当社の法務リスクの極小化に努めており、現在のところ当社の経営に重大な悪影響を及ぼす可能性のある訴訟案件はございません。

しかしながら、過去または今後の事業活動に関して当社に対し多額の損害賠償請求訴訟等を提起された場合、その訴訟の帰趨によっては当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(23) 人材を確保できないリスク

当社は、銀行業務を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、高いパフォーマンスを発揮すべく人材の確保や育成に努めております。

しかしながら、人材の採用・確保が困難な状況が発生した場合や、人材の大量流出等が発生した場合、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(24) 事実と異なる風説・風評の流布によるリスク

当社は、広報・IR活動の積極的な取り組みを通じて、当社に対する社会やお客さま、投資家等の正しい理解や信頼を得ることにより、事実と異なる風説・風評の流布の発生防止に努めております。

しかしながら、インターネット等を通じて、事実と異なる風説・風評が発生・拡散し易くなっており、このような風説・風評の流布が、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 規制変更に伴うリスク

当社は、現時点の規制に従って業務を遂行しております。したがって、今後、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈にかかる変更等の当社のコントロールが及ばない事態が発生した場合には、当社の業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(26)財務報告にかかる内部統制の評価

企業の情報開示厳格化の国際的な流れの中で、わが国においても平成19年9月から金融商品取引法が施行され、上場会社には平成20年4月1日以降開始する事業年度から財務報告にかかる「内部統制報告書」の提出が義務付けられております。当社は、企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な整備及び運用に努めております。

しかしながら、内部統制が十分に機能していないと評価されるような事態が発生した場合には、当社に対する市場の評価の低下等、当社の業務運営や業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(東京本社ビルの譲渡について)

当社が所有する東京本社ビルについて、平成20年4月30日に譲渡契約を締結し、同日実施いたしました。

① 譲渡資産の概要

ビル名・竣工時期	りそな・マルハビル 昭和53年11月竣工
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1他
敷地面積(※)	6,893.71㎡
延床面積(※)	74,379.30㎡(専有面積42,470.56㎡)
所有形態	(土地) 所有権 (持分割合100分の73)
	(建物) 区分所有権
帳簿価額	581億円
譲渡価額	1,626億円
決済方法	全額現金決済

※敷地面積、延床面積には、他の共有者・区分所有者の持分を含みます。

② 譲渡先の概要

法人名称	三菱地所株式会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル
代表者	取締役社長 木村恵司

③ 譲渡日

平成20年4月30日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

りそなグループは、平成15年6月に公的資金の注入を受けて以降、三段跳の「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」に例えて経営改革に取り組んでまいりました。助走期間である「ホップ」のステージでは、集中再生期間として財務改革を主要テーマとするリストラクチャリングを平成17年3月末までに完了しました。その後の「ステップ」のステージにおいて、リストラから営業力強化へ舵を切り替え、現場力の向上に向けた様々な改革に取り組み、その結果、金融商品販売や不動産業務といった強みのあるビジネス分野が着実に伸張してきました。

当期からは、これまでのりそな改革の総仕上げとなる「ジャンプ」のステージに入っておりますが、金融市場の混乱等、銀行業務をめぐるビジネス環境は厳しさを増すなかで、りそなグループの強みのあるコアビジネスについては底堅く推移し、連結当期純利益2,067億円を計上しました。

(概要)

- 当連結会計年度は、資金利益が預貸金利益の増加があったものの、有価証券利息配当金の減少を主因として減少したこと、また、役務取引等利益が金融商品販売額の減少を主因に減少したこと等により、連結粗利益は、前連結会計年度比491億円減少して4,567億円となりました。
連結経常利益は、株式関連損益が損失に転じるなどにより、前連結会計年度比1,684億円減益となる1,341億円となりました。また、法人税等調整額において、平成20年度における東京本社ビル売却に伴う繰延税金資産の計上と、前連結会計年度に繰延税金資産の将来課税所得見積り期間を1年から5年に見直した影響がありました。これらにより、連結当期純利益は、前連結会計年度比3,459億円減少し、2,067億円となりました。
- 不良債権につきましては、前年度末比723億円減少し、不良債権比率は2.36%となりました。
- また、当連結会計年度末の連結自己資本比率(国内基準)は9.81%となりました。

経営成績の概要〔連結〕

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	5,058	4,567	△491
うち資金利益	3,745	3,540	△205
うち信託報酬	82	86	4
うち信託勘定不良債権処理額(△)	3	△1	△4
うち役務取引等利益	769	698	△70
一般貸倒引当金繰入額(△)	44	-	△44
営業経費(△)	2,285	2,256	△29
臨時収支	297	△969	△1,267
うち株式関係損益	654	△446	△1,100
うち不良債権処理額(△)	583	564	△19
経常利益	3,026	1,341	△1,684
特別利益	239	922	682
特別損失(△)	78	43	△35
税金等調整前当期純利益	3,187	2,221	△966
法人税、住民税及び事業税(△)	△117	△294	△177
法人税等調整額(△)	△2,335	360	2,695
少数株主利益(△)	113	87	△25
当期純利益	5,526	2,067	△3,459

経営成績の概要 [単体]

	前事業年度 (億円)	当事業年度 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	4,926	4,443	△482
うち資金利益	3,621	3,428	△192
うち信託報酬	82	86	4
うち役務取引等利益	766	694	△71
経費(△)	2,298	2,333	35
一般貸倒引当金繰入額(△)	33	-	△33
業務純益	2,593	2,109	△484
臨時損益	255	△902	△1,157
経常利益	2,849	1,207	△1,642
特別損益	160	839	678
税引前当期純利益	3,009	2,046	△963
法人税、住民税及び事業税(△)	△123	△301	△177
法人税等調整額(△)	△2,335	360	2,695
当期純利益	5,468	1,987	△3,481

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、預貸金利益は増加となりましたが、有価証券利息配当金の減少等により、前連結会計年度比205億円減少し、3,540億円となりました。
- ・信託報酬は、前連結会計年度比4億円増加し、86億円となりました。
- ・役務取引等利益は、金融商品販売額の減少を主因に、前連結会計年度比70億円減少し、698億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前連結会計年度比491億円減少し、4,567億円となりました。

(2) 営業経費

- ・営業経費は、収益力強化のための戦略的経費が増加したものの、ベース経費の削減努力を継続した結果、前連結会計年度比29億円の減少となりました。
- ・なお、当社単体の経費は、人件費の増加等により前期比35億円増加し、2,333億円となりました。

経費の内訳 [単体]

	前事業年度		当事業年度		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費(除く臨時処理分)	2,298	46.62%	2,333	52.53%	35	+5.90%
うち人件費	736	14.93%	752	16.93%	16	+2.00%
うち物件費	1,427	28.95%	1,441	32.44%	14	+3.49%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	4,929	100.00%	4,442	100.00%	△487	—

(3) 株式関連損益

- ・株式等売却益の減少、株式等償却の増加などにより、株式関連損益は前連結会計年度比1,100億円減少し、446億円の損失となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は2,906億円で、対Tier I 比では、31.33%となりました。

株式関連損益の内訳 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
株式関連損益	654	△446	△1,100
株式等売却益	993	177	△815
株式等売却損	270	375	105
株式等償却	65	248	182
投資損失引当金繰入額	2	-	△2

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	2,921	2,906	△14
時価ベース	6,183	4,483	△1,699
Tier I	10,015	9,275	——
取得原価/Tier I	29.17%	31.33%	——

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、貸出金償却が増加しましたが、一般貸倒引当金繰入額が戻入となったことや、個別貸倒引当金繰入額の減少などにより、前連結会計年度比235億円減少し、193億円となりました。
- ・また、当社の当事業年度末における開示債権額は4,326億円、不良債権比率は2.36%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

	前連結会計年度 (億円)	当連結会計年度 (億円)	増減 (億円)
不良債権処理額(含. 一般貸倒引当金) A	627	527	△100
貸出金償却	235	545	310
一般貸倒引当金繰入額	44	△99	△143
個別貸倒引当金繰入額	369	62	△307
特定海外債権引当勘定繰入額	△0	0	0
その他債権売却損	△25	13	39
その他不良債権処理額	3	4	0
特別損益中の与信費用戻入額 B	△199	△333	△134
与信費用総額 A + B	428	193	△235

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [単体、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

	前事業年度末 (億円)	当事業年度末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	370	452	81
危険債権	2,560	2,413	△147
要管理債権	2,118	1,460	△658
小計 A	5,050	4,326	△723
正常債権 B	185,646	178,238	△7,408
合計 A + B	190,697	182,565	△8,132
不良債権比率(注)	2.65%	2.36%	△0.27%

(注) 不良債権比率 = A / (A + B)

2 財政状態の分析

(1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比6,320億円減少して17兆2,182億円となりました。
- ・住宅ローン残高(当社単体)は、前事業年度末比626億円増加して7兆118億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、不動産業が1兆9,015億円、卸売・小売業が1兆8,978億円、製造業が1兆8,631億円などとなっております。

貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高	178,502	172,182	△6,320
うち住宅ローン残高(注)	69,491	70,118	626

(注) 当社単体計数を記載しております。

リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	4,701	4,057	△644
破綻先債権	133	129	△3
延滞債権	2,650	2,502	△147
3ヵ月以上延滞債権	54	41	△13
貸出条件緩和債権	1,863	1,383	△480
リスク管理債権／貸出金残高(末残)	2.63%	2.36%	△0.28%

業種別等貸出金の状況 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	178,096	171,676	△6,419
うち製造業	19,574	18,631	△943
うち建設業	5,097	4,796	△300
うち卸売・小売業	19,929	18,978	△950
うち金融・保険業	9,780	7,174	△2,606
うち不動産業	19,789	19,015	△773
うち各種サービス業	17,186	16,049	△1,137
うち住宅ローン	69,491	70,118	626
海外及び特別国際金融取引勘定分	406	505	99

(2) 有価証券

- ・有価証券は、株式が前連結会計年度末比1,961億円減少したことや、その他の証券が6,303億円減少したことなどにより、全体では1兆2,987億円減少して3兆9,619億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、前連結会計年度末比1,683億円減少し、1,367億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
国債	27,230	23,860	△3,370
地方債	1,984	1,498	△486
社債	8,049	7,183	△865
株式	7,424	5,462	△1,961
その他の証券	7,917	1,614	△6,303
合計	52,607	39,619	△12,987

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
株式	3,261	1,576	△1,685
債券	△264	△242	21
国債	△227	△245	△17
地方債	△24	5	30
社債	△11	△3	8
その他	52	33	△19
合計	3,050	1,367	△1,683

(3) 繰延税金資産

- ・繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末比128億円減少して2,630億円となりました。
- ・なお、株式会社りそなホールディングスを連結親法人とした連結納税を基に計上しております。

繰延税金資産 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
繰延税金資産の純額(△は繰延税金負債)	2,758	2,630	△128
うち税務上の繰越欠損金	9,223	8,048	△1,174
うち貸倒引当金等(注)	1,900	1,927	27
うち有価証券償却否認額	1,182	1,256	73
うちその他有価証券評価差額金	△802	△319	482
うち評価性引当額	△9,598	△8,879	718
Tier I	10,015	9,275	――
繰延税金資産/Tier I	27.54%	28.35%	――

(注) 貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額であります。

(4) 預金

- ・預金は、個人預金が前連結会計年度末比3,210億円の増加となりましたが、法人預金が減少となったことなどにより、全体では2,121億円減少して19兆3,158億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比4,577億円増加して2兆2,814億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)	増減 (億円)
預金	195,280	193,158	△2,121
うち国内個人預金(注)	108,440	111,650	3,210
うち国内法人預金(注)	74,298	69,098	△5,199
譲渡性預金	18,236	22,814	4,577

(注) 当社単体計数で、特別国際金融取引勘定を除いております。

(5) 純資産

- ・純資産は、配当金支払により利益剰余金が2,072億円に減少したことなどから、当連結会計年度末で1兆2,007億円となりました。
- ・連結自己資本比率(国内基準)は9.81%、Tier I 比率は5.86%となりました。なお、連結自己資本比率はバーゼルⅡ基準により算出しておりますが、信用リスク・アセットの算出においては、平成19年3月末は標準的手法を採用し、平成20年3月末は基礎的内部格付手法(F-IRB)を採用して算出しております。

資本・純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当連結会計年度末 (億円)
純資産の部合計	16,486	12,007
うち資本金	2,799	2,799
うち資本剰余金	4,044	4,044
うち利益剰余金	5,456	2,072
うちその他有価証券評価差額金	2,247	1,047
うち繰延ヘッジ損益	△153	194
うち土地再評価差額金	614	598

連結自己資本比率(国内基準)

	平成19年3月末 (億円)	平成20年3月末 (億円)
基本的項目(Tier I)	10,015	9,275
補完的項目(Tier II)	7,820	6,862
控除項目	950	617
自己資本額	16,885	15,520
リスク・アセット等	174,972	158,142
連結自己資本比率	9.65%	9.81%
Tier I 比率	5.72%	5.86%

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、リテール分野に経営資源を集中していくなかで、銀行業務における事務のあり方を根本から見直し、店舗レイアウトや事務プロセス等の抜本的な変革を行うことにより、迅速で正確なサービス提供による利便性・信頼性向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革に取り組んでおります。次世代型店舗への移行については、平成20年3月末現在、200ヵ店に拡大しております。

この結果、当連結会計年度のシステム関連を含む設備投資等の総投資額は77億円となりました。

また、当連結会計年度において以下の主要な設備の除却・売却を行っております。

会社名	区分	店舗その他	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
当社	所有物件	京町堀支店他3ヵ所	大阪市西区他	店舗	平成20年3月 売却	2,622

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成20年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	—	札幌支店 他2店	東北 北海道	店舗	310 (—)	1,234	445	49	1,730	47
		東京営業 部 他164店	関東	店舗	77,212 (5,791)	130,747	20,998	3,645	155,391	4,213
		甲府支店 他2店	甲信越	店舗	2,286 (—)	2,122	149	19	2,291	38
		名古屋支 店 他9店	東海	店舗	5,695 (—)	5,271	1,302	121	6,695	229
		大阪営業 部 他146店	近畿	店舗	61,272 (—)	41,782	27,093	2,684	71,560	3,402
		福岡支店 他5店	中国・四 国・九州	店舗	1,589 (82)	1,115	287	44	1,447	124
		栃木シス テムセン ター他	栃木県他	事務セン ター	40,184 (249)	15,575	18,154	1,266	34,997	—
		駒形家族 寮他	東京都 台東区他	社宅・寮・ 厚生施設	3,723 (251)	587	482	2	1,073	—
		川口倉庫 他	大阪市他	その他	21,891 (1,539)	8,808	9,972	3,143	21,925	—

- (注) 1 土地の面積欄()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物を含め15,224百万円であります。
- 2 当社の海外駐在員事務所4ヵ所、両替業務を主とした東京営業部成田空港出張所、同営業部成田空港第2出張所、大阪営業部関西国際空港出張所ならびに相談業務を主としたローンサポート支店、店舗外現金自動設備528ヵ所は、上記に含めて記載しております。
- 3 上記の他、無形固定資産8,335百万円を所有しております。
- 4 上記の他、リースならびにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	事業の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
当社	—	銀行信託 業務	千里セン ター他	大阪府 豊中市他	電算機等	—	1,120
	—	銀行信託 業務	本店およ び営業店 他	大阪市 中央区他	事務機器等	—	1,080

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
							総額	既支払額			
当社	—	柏支店他	千葉県柏市他	新築	銀行信託 業務	店舗	712	2	自己資金	平成18年6月	平成22年4月
		本店他	大阪市中央区 他	新設 更改	銀行信託 業務	電算機他	21,689	—	自己資金	平成20年4月	—

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 電算機他の新設更新については、資産計上されない営業経費部分を含んでおります。

(2) 売却

	会社名	店舗名 その他	所在地	事業の別	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却の実施時期
当社	—	東京本社ビル	東京都千代 田区	銀行信託業務	店舗・本部 施設	58,166	平成20年4月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	120,000 (注) 1
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,808,337,550 (注) 2

(注) 1 丁種優先株式につきましては、平成19年2月28日に60,000株、平成19年7月31日に60,000株の引換請求により、全て普通株式への引換を完了しております。

2 平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。

当社が発行することのできる株式の総数は、4,438億821万7,550株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	405,000,000,000株
乙種優先株式	680,000,000株
戊種優先株式	240,000,000株
己種優先株式	80,000,000株
第1種優先株式	12,500,000,000株
第2種優先株式	12,808,217,550株
第3種優先株式	12,500,000,000株

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,845,461,536	同左(注)1	—	議決権あり
乙種第一回 優先株式	680,000,000	同左(注)1	—	(注)2、8
戊種第一回 優先株式	240,000,000	同左(注)1	—	(注)3、9
己種第一回 優先株式	80,000,000	同左(注)1	—	(注)4、10
第1種第一回 優先株式	12,500,000,000	同左(注)1	—	議決権あり(注)5、11
第2種第一回 優先株式	12,808,217,550	同左	—	議決権あり(注)6、12
第3種第一回 優先株式	12,500,000,000	同左	—	議決権あり(注)7、13
計	69,653,679,086	同左(注)1	—	—

(注)1 「提出日現在発行数」には、平成20年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。

③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率に修正される。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価に基づく価額} \times 1.020}$$

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。

④ 引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 優先株式の取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。

(6) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。

③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。

(8) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

① 戊種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。

④ 戊種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。

戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

- ② 引換価額
戊種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日（以下、引換価額修正日という）に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 4 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

- ② 引換価額
己種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下、引換価額修正日という）に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の1000分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
- ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
- ② 前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
- ③ 己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 5 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（44円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

- ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
 - ① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
第1種優先株式は65円93銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日（以下引換価額修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率（0.22）を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額（6円16銭）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の1000分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
 - ① 当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（44円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

第2種優先株式は41円18銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日（以下修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の1000分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
 - ③ 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 7 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額
当初引換価額は、平成22年7月1日（以下取得開始期日という）現在における株式会社りそなホールディングス（以下りそなホールディングスという）の普通株式の時価に基づく価額に0.22（以下交換比率という）を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の1000分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ③ 引換価額の修正
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の1000分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
① 当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。
② 前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にを行うことができる。
③ 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 8 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、乙種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 乙種優先配当金
① 乙種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。
乙種優先配当金の額は、乙種優先株式1株につき6円36銭とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 乙種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換比率
乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は3.125株とする。
 - ③ 引換比率の修正
引換比率は、平成20年7月1日以降は修正しない。
 - ④ 引換比率の調整
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる数の普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも乙種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく乙種優先株式の取得および消却は、乙種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
乙種優先株主は、株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
乙種優先株式について株式の併合または分割は行わない。乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 9 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、戊種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 戊種優先配当金
- ① 戊種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
 - ④ 戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。
戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
戊種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
また、引換価額は平成21年7月1日まで毎年7月1日（以下、引換価額修正日という）に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の10分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも戊種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく戊種優先株式の取得および消却は、戊種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 10 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として、己種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。
ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
 - ④ 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
己種優先株式は187円20銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下、引換価額修正日という）に、その時点での時価に基づく価額に修正される。
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の10分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
 - ④ 引換価額の調整
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも己種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく己種優先株式の取得および消却は、己種優先株式単独で、または他の優先株式と同時に行うことができる。
 - ③ 己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等
己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 11 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として第1種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（44円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第1種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
 - ② 引換価額
第1種優先株式は65円93銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、毎年8月1日（以下引換価額修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率（0.22）を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額（6円16銭）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも第1種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第1種優先株式の取得および消却は、第1種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
 - ③ 第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- 12 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として第2種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（44円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

第2種優先株式は41円18銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日（以下修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

- (5) 優先株式の取得および消却
- ① 当社はいつでも第2種優先株式を取得し、これを消却することができる。
 - ② 前項に基づく第2種優先株式の取得および消却は、第2種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にすることができる。
 - ③ 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 13 完全親会社である株式会社りそなホールディングスは、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づく株券電子化に対応するため、平成20年5月16日開催の同社取締役会において、株式の分割を行う旨決議しました。この株式の分割の効力発生日を効力発生日として第3種第一回優先株式の内容は次のとおりになります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（44円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率＝ユーロ円LIBOR（1年物）＋0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
 - ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
 - ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
乙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成22年7月1日（以下取得開始期日という）現在における株式会社りそなホールディングス（以下りそなホールディングスという）の普通株式の時価に基づく価額に0.22（以下交換比率という）を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の1000分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日（以下修正日という）に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の10分の1の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 優先株式の取得および消却

① 当社はいつでも第3種優先株式を取得し、これを消却することができる。

② 前項に基づく第3種優先株式の取得および消却は、第3種優先株式単独で、または他の優先株式と同時にを行うことができる。

③ 第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年6月25日 (注) 1	—	5,896,113	—	443,158,789	△154,316,941	—
平成15年7月1日 (注) 2	63,720,667	69,616,780	980,000,000	1,423,158,789	980,000,000	980,000,000
平成15年8月12日 (注) 3	—	69,616,780	△371,359,220	1,051,799,569	—	980,000,000
平成16年3月29日 (注) 4	—	69,616,780	△771,871,060	279,928,508	△700,071,491	279,928,508
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日 (注) 5	17,158	69,633,939	—	279,928,508	—	279,928,508
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日 (注) 6	117	69,634,056	—	279,928,508	—	279,928,508
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注) 5	18,214	69,652,271	—	279,928,508	—	279,928,508
平成19年2月28日 (注) 7	763	69,653,035	—	279,928,508	—	279,928,508
平成19年3月30日 (注) 8	△60	69,652,975	—	279,928,508	—	279,928,508
平成19年7月31日 (注) 7	763	69,653,739	—	279,928,508	—	279,928,508
平成19年9月28日 (注) 8	△60	69,653,679	—	279,928,508	—	279,928,508

(注) 1 未処理損失への充当

2 公的資金の受入により以下のとおり新株式を発行したため、発行済株式総数が63,720,667千株、資本金が980,000,000千円、資本準備金が980,000,000千円増加しております。

新株式の種類	発行形態		発行価格	資本組入額
普通株式	有償	第三者 (預金保険機構)割当	1株につき11円44銭	1株につき5円72銭
第1種第一回優先株式	有償	同上	1株につき44円	1株につき22円
第2種第一回優先株式				
第3種第一回優先株式				

3 旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる繰越損失のてん補

4 旧商法第375条第1項、ならびに旧商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を取崩し、その他剰余金に振り替えたものであります。

5 甲種第一回及び丁種第一回優先株式の普通株式への転換

6 丁種第一回優先株式の普通株式への転換

7 丁種第一回優先株式についての引換請求による普通株式の発行

8 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	30,845,461	—	—	—	30,845,461	536
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

② 乙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	680,000	—	—	—	680,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 戊種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	240,000	—	—	—	240,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

④ 己種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑤ 第1種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	12,500,000	—	—	—	12,500,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑥ 第2種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	12,808,217	—	—	—	12,808,217	550
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑦ 第3種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	12,500,000	—	—	—	12,500,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,845,461	100.00
計	—	30,845,461	100.00

② 乙種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

③ 戊種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

④ 己種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

⑤ 第1種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

⑥ 第2種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計	—	12,808,217	100.00

⑦ 第3種第一回優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 680,000,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載していません。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,845,461,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	30,845,461 12,500,000 12,808,217 12,500,000	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載していません。
単元未満株式	普通株式 536 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,653,679,086	—	—
総株主の議決権	—	68,653,678	—

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	丁種第一回優先株式	60,000	—
当期間における取得自己株式	—	—	—

(注) 取得請求権の行使により取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式763,844株を交付しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度			当期間		
	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	丁種第一回優先株式	60,000	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、自己資本充実に意を払うとともに、親会社である株式会社りそなホールディングスに対する安定配当の観点から、配当政策を決定することとしております。

当事業年度の普通株式および各種優先株式の配当につきましては、上記方針に基づき、3月中に中間配当を支払ったほか、当期末におきましても、優先株式、普通株式ともに配当いたしました。

これらの配当は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとしております。

また、当社は中間配当をすることができる旨を定款に定めており、配当回数は、中間配当および期末配当の年2回とする予定としております。

なお、第6期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
平成20年3月24日 取締役会決議	普通株式	168,107	普通株式	5.45000
	乙種第一回優先株式	2,162	乙種第一回優先株式	3.18000
	戊種第一回優先株式	1,725	戊種第一回優先株式	7.19000
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9.25000
	第1種第一回優先株式	3,525	第1種第一回優先株式	0.28200
	第2種第一回優先株式	3,611	第2種第一回優先株式	0.28200
	第3種第一回優先株式	3,525	第3種第一回優先株式	0.28200
	計	183,397		
平成20年5月16日 取締役会決議	普通株式	3,084	普通株式	0.10000
	乙種第一回優先株式	2,162	乙種第一回優先株式	3.18000
	戊種第一回優先株式	1,725	戊種第一回優先株式	7.19000
	己種第一回優先株式	740	己種第一回優先株式	9.25000
	第1種第一回優先株式	3,525	第1種第一回優先株式	0.28200
	第2種第一回優先株式	3,611	第2種第一回優先株式	0.28200
	第3種第一回優先株式	3,525	第3種第一回優先株式	0.28200
	計	18,374		

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

当社株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

当社株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		細 谷 英 二	昭和20年2月24日生	昭和43年4月 日本国有鉄道 入社 昭和60年3月 同 天王寺鉄道管理局総務部長 昭和60年7月 同 経営計画室計画主幹 昭和62年1月 同 東日本旅客鉄道株式会社 設立準備室次長 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部長 平成2年6月 同 総合企画本部経営管理部長 平成5年6月 同 取締役 平成8年6月 同 常務取締役 平成12年6月 同 代表取締役副社長 事業創造本部長 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事 平成15年6月 りそな銀行 取締役兼代表執行役会長 平成15年6月 指名委員会委員 報酬委員会委員 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役会長 指名委員会委員 報酬委員会委員 (現任) 平成17年6月 りそな銀行 代表取締役会長(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—
取締役 副会長		野 村 正 朗	昭和27年3月29日生	昭和49年4月 大和銀行 入行 平成12年7月 同 執行役員 営業企画部長 平成13年12月 大和銀ホールディングス 執行役員 営業統括部長兼法人部長 平成14年11月 りそなホールディングス 執行役員 企画部統合推進室長 平成15年5月 りそな銀行 代表取締役頭取 平成17年4月 同 取締役兼代表執行役社長 サービス改革本部長 平成17年6月 同 代表取締役社長兼執行役員 サービス改革本部長 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役員 グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当 平成19年6月 りそな銀行 取締役副会長(現任) 平成19年6月 りそな信託銀行 取締役会長(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—
代表取締役 社長		水 田 廣 行	昭和24年11月30日生	昭和49年4月 協和銀行 入行 平成14年3月 あさひ銀行 執行役員 営業推進本部担当(地域担当)兼大阪営業部長 平成15年5月 りそな銀行 副頭取 平成15年10月 近畿大阪銀行 代表取締役副社長 平成15年11月 同 代表取締役社長 平成17年6月 りそなホールディングス 執行役員 グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当 平成18年6月 近畿大阪銀行 取締役 平成18年6月 りそなホールディングス 取締役兼代表執行役社長 平成18年12月 りそな銀行 取締役副会長 平成19年6月 同 代表取締役社長(現任) 平成19年6月 りそなホールディングス 執行役員 グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当兼競争力向上委員会事務局担当(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 副社長 兼執行役員	地域サポート 部担当	岡 村 裕	昭和27年4月13日生	昭和51年4月 大和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 大阪営業統 括部長兼大阪不動産部担当 平成16年4月 同 常務執行役 大阪営業サポ ート部担当 平成17年6月 同 専務執行役員 東京営業サポ ート部担当兼大阪営業サポート部 担当兼マーケティング戦略部担当 兼サービス改革本部部長 平成17年10月 同 専務執行役員 地域サポ ート本部長兼東海地域担当兼京滋地域 担当兼九州地域担当兼独立店担当 平成18年6月 同 代表取締役副社長兼執行役員 地域サポート本部長兼東海営業本 部担当兼京都・滋賀営業本部担当 兼九州営業本部担当兼独立店担当 兼ネットワークビジネス部担当・ コンシューマーバンキング部担 当・ソリューションサポート部担 当・公共法人部担当統括 平成19年3月 同 代表取締役副社長兼執行役員 地域サポート本部長兼地域ソリュ ーション営業部担当兼東海営業本 部担当兼京都・滋賀営業本部担当 兼九州営業本部担当兼独立店担当 兼ネットワークビジネス部担当・ コンシューマーバンキング部担 当・住宅ローンビジネス部担当・ ソリューションサポート部担当・ 公共法人部担当・不動産ビジネス 部担当統括 平成19年6月 同 代表取締役副社長 平成20年4月 同 代表取締役副社長兼執行役員 地域サポート部担当(現任) 平成20年6月 りそな総合研究所株式会社 代表 取締役社長(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—
代表取締役 副社長 兼執行役員	人材サービス 部担当兼コー ポレートガバ ナンス事務局 担当	中 村 重 治	昭和28年9月17日生	昭和51年4月 埼玉銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 執行役 市場営業部 長 平成15年10月 りそなホールディングス 執行役 リスク統括部長 平成15年10月 りそな銀行 執行役 リスク統括 部長 平成15年10月 りそな信託銀行 取締役 平成16年4月 りそな銀行 執行役 総合資金部 担当 平成17年6月 同 常務執行役員 総合資金部担 当 平成18年6月 同 取締役兼専務執行役員 総合 資金部担当兼コーポレートガバ ナンス室担当 平成18年6月 りそなホールディングス 執行役 コーポレートコミュニケーション 部担当兼コーポレートガバナンス 事務局担当 平成19年6月 りそな銀行 取締役兼専務執行役 員 人材サービス室担当兼コーポ レートガバナンス室担当 平成19年6月 りそなホールディングス 執行役 人材サービス部担当兼コーポレ ートガバナンス事務局担当(現任) 平成20年6月 りそな銀行 代表取締役副社長兼 執行役員 人材サービス部担当兼 コーポレートガバナンス事務局担 当(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 兼専務 執行役員	コーポレート ビジネス部担 当兼法人ソリ ューション営 業部担当兼公 共法人部担当	上 條 正 仁	昭和29年 7月12日生	昭和52年 4月 平成15年 6月 平成15年10月 平成16年 4月 平成17年 6月 平成18年 6月 平成19年 6月 平成20年 4月 平成20年 6月 協和銀行 入行 埼玉りそな銀行 執行役員 リス ク統括部担当兼人事部長 同 執行役員 資金証券部担当兼 人事部長 同 執行役員 埼玉東地域営業本 部長 同 常務執行役員 埼玉東地域営 業本部長 同 代表取締役兼常務執行役員 営業サポート本部長兼資金証券部 担当 りそな銀行 専務執行役員 ソリ ューションサポート部担当兼公共 法人部担当兼東海営業本部担当兼 大阪公務部担当兼東京公務部担当 同 専務執行役員 コーポレート ビジネス部担当兼法人ソリューシ ョン営業部担当兼公共法人部担当 同 取締役兼専務執行役員 コー ポレートビジネス部担当兼法人ソ リューション営業部担当兼公共法 人部担当(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—
取締役 兼専務 執行役員	コンプライア ンス統括部担 当兼サービス 改革部担当	喜 沢 弘 幸	昭和30年 7月21日生	昭和53年 4月 平成15年 6月 平成15年 8月 平成15年10月 平成17年 6月 平成17年10月 平成18年 4月 平成18年 6月 平成19年 3月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成20年 7月 大和銀行 入行 りそな銀行 事務部(東京)業務役 同 大手町営業部営業第三部長 同 執行役 ローン事業部担当 同 常務執行役員 ローン事業部 長 同 常務執行役員 住宅ローンビ ジネス部長兼不動産ビジネス部担 当 同 常務執行役員 住宅ローンビ ジネス部担当兼不動産ビジネス部 担当兼不動産営業部担当 同 専務執行役員 住宅ローンビ ジネス部担当兼不動産ビジネス部 担当兼不動産営業部担当 同 専務執行役員 コンプライア ンス統括部担当 同 専務執行役員 コンプライア ンス統括部担当兼サービス改革部 担当 同 取締役兼専務執行役員 コン プライアンス統括部担当兼サービ ス改革部担当(現任) りそなホールディングス 執行 役 サービス改革部担当(就任予 定)	平成20年 6月25日 から1年	—
取締役 兼専務 執行役員	大阪地域担当 兼京都・滋賀 営業本部担当 兼九州営業本 部担当兼独立 店担当	広 富 靖 以	昭和29年 6月15日生	昭和53年 4月 平成15年 5月 平成15年10月 平成16年 4月 平成17年 6月 平成19年 6月 平成20年 4月 平成20年 6月 大和銀行 入行 りそな銀行 企画部長 同 執行役 マーケティング戦略 部担当 同 執行役 大阪営業部長兼大阪 中央営業部長 同 常務執行役員 大阪営業部長 兼大阪中央営業部長 同 常務執行役員 大阪営業部長 兼京都・滋賀営業本部担当兼九州 営業本部担当兼独立店担当 同 専務執行役員 大阪地域担当 兼京都・滋賀営業本部担当兼九州 営業本部担当兼独立店担当 同 取締役兼専務執行役員 大阪 地域担当兼京都・滋賀営業本部担 当兼九州営業本部担当兼独立店担 当(現任)	平成20年 6月25日 から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役 兼専務 執行役員	コンシューマー バンキング 部担当	岩 田 直 樹	昭和31年5月2日生	昭和54年4月 協和銀行 入行 平成15年6月 りそな銀行 東京営業統括部法人部長 平成15年10月 同 マーケティング戦略部長 平成16年4月 同 執行役 マーケティング戦略部担当 平成16年10月 りそなホールディングス 執行役 商品企画部担当(現任) 平成17年6月 りそな銀行 執行役員 東京営業サポート部副担当兼大阪営業サポート部副担当兼マーケティング戦略部副担当 平成17年10月 同 執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 平成18年6月 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 平成19年3月 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当兼住宅ローンビジネス部担当 平成19年6月 同 常務執行役員 ネットワークビジネス部担当兼コンシューマーバンキング部担当 平成19年6月 埼玉りそな銀行 取締役(現任) 平成20年4月 りそな銀行 専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当 平成20年6月 同 取締役兼専務執行役員 コンシューマーバンキング部担当(現任)	平成20年6月25日から1年	—
社外取締役		渡 邊 正太郎	昭和11年1月2日生	昭和35年4月 花王石鹸株式会社(現花王株式会社) 入社 昭和46年10月 同 管理部長 昭和49年5月 同 取締役 昭和51年7月 同 取締役 家庭品本部企画部長 昭和53年6月 同 常務取締役 昭和56年11月 同 専務取締役 昭和57年6月 同 代表取締役専務 昭和63年6月 同 代表取締役副社長 平成12年6月 同 経営諮問委員会 特別顧問 平成14年4月 社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 平成14年6月 株式会社伊勢丹 取締役 平成15年6月 りそな銀行 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成15年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 平成17年6月 りそな銀行 取締役(現任) 平成17年6月 りそなホールディングス 取締役 指名委員会委員(現任) 平成20年6月 フジッコ株式会社 監査役(現任)	平成20年6月25日から1年	—
社外取締役		大 菌 恵 美	昭和40年8月8日生	昭和63年4月 株式会社住友銀行 入行 平成4年9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得 平成9年3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学 平成9年4月 一橋大学 助手(特別研究員) 平成10年3月 同 博士(商学)取得 平成10年4月 早稲田大学アジア太平洋研究センター 客員講師(専任扱い) 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師 平成14年10月 同 助教授 平成16年6月 日新火災海上保険株式会社 取締役(現任) 平成18年6月 りそな銀行 取締役(現任) 平成19年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授(現任)	平成20年6月25日から1年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
社外取締役		有馬利男	昭和17年5月31日生	昭和42年4月 昭和62年10月 昭和63年10月 平成4年1月 平成8年1月 平成8年4月 平成14年6月 平成18年10月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年6月	富士ゼロックス株式会社 入社 同 中央営業事業部産業第一営業部担当部長 同 総合企画部長 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部開発計画部および生産計画部担当 同 常務取締役 Xerox International Partners President & CEO 同 代表取締役社長(執行役員) 富士フィルムホールディングス株式会社 取締役 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役 りそな銀行 取締役(現任) 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問(現任)	平成20年6月25日から1年	—
社外取締役		桑畑英紀	昭和35年1月29日生	昭和58年4月 平成2年8月 平成5年10月 平成8年12月 平成11年9月 平成14年9月 平成15年9月 平成20年3月 平成20年6月	沖電気工業株式会社 入社 同 海外事業統括本部 北米西海岸オフィス代表兼沖アメリカ社マネージャー(海外グループ経営戦略担当) 同 半導体グループ再建チーム兼経営企画・人事企画マネージャー フィリップモリス株式会社 MOD(マネジメント・組織開発グローバルプロジェクト)日本代表兼人事企画統括 マーサージャパン株式会社 組織開発シニアコンサルタント 同 プリンシパル 組織・人事改革部門代表 同 取締役プリンシパル 組織・人事改革部門代表 株式会社イメージエンス 代表取締役社長(現任) りそな銀行 取締役(現任)	平成20年6月25日から1年	—
常勤監査役		松尾誠人	昭和29年2月16日生	昭和51年4月 平成15年3月 平成15年10月 平成16年6月 平成18年6月	協和銀行 入行 りそな銀行 大阪融資第二部長 同 執行役 事務管理部担当 埼玉りそな銀行 代表取締役兼常務執行役員 内部監査部担当 りそな銀行 常勤監査役(現任)	平成18年6月27日から4年	—
常勤監査役		小谷明	昭和28年10月9日生	昭和52年4月 平成15年6月 平成15年10月 平成16年4月 平成17年10月 平成18年4月 平成19年6月 平成20年3月 平成20年6月	大和銀行 入行 りそな銀行 八重洲口支店長 同 執行役 福岡支店長兼福岡中央支店長 同 執行役 九州地域CEO兼福岡支店長兼福岡中央支店長 同 常務執行役員 大阪中央地域担当兼大阪東地域担当兼大阪西地域担当兼大阪南地域担当兼南海地域担当 同 常務執行役員 大阪南地域担当 同 取締役兼専務執行役員 大阪南地域担当 同 監査役会事務局 アドバイザー りそな銀行 常勤監査役(現任)	平成20年6月25日から4年	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
社外監査役		山下 丈	昭和21年1月31日生	昭和60年4月 平成9年4月 平成9年7月 平成15年6月 平成15年12月 平成16年4月 平成17年6月 平成19年4月	広島大学 教授 東海大学 教授 弁護士登録 プリマハム株式会社 監査役(現任) 日比谷パーク法律事務所 入所(現任) 大宮法科大学院大学 教授 りそな銀行 監査役(現任) 明治学院大学法科大学院 教授(現任)	平成18年 6月27日 から4年	—
社外監査役		福井 義高	昭和37年8月13日生	昭和60年4月 昭和62年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成17年6月 平成20年4月	日本国有鉄道 入社 東日本旅客鉄道株式会社 東北大学大学院経済学研究科 助教授 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 助教授 りそな銀行 監査役(現任) 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授(現任)	平成18年 6月27日 から4年	—
計							—

- (注) 1 渡邊正太郎氏、大藪恵美氏、有馬利男氏及び桑畑英紀氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
- 2 山下丈氏及び福井義高氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。
- 3 当社では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く）。
- 常務執行役員 9名 吉武宣彦、田浦義明、山口伸淑、長尾隆義、田村泰博、東 和浩、高橋 徹、藤井修二、浜辺義男
- 執行役員 17名 深井 慎、山元文明、中村健吾、秋國仁孝、池田都史彦、松井浩一、吉井 宏、村上悦二、須賀敬亮、池田博之、江副弘隆、野崎清二郎、原 俊樹、辰野敏彦、西東 久、田村雅治、菅 哲哉
- なお、上記の他、取締役のうち6名は執行役員を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、平成15年6月に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、りそなグループ経営理念のもと、健全で効率的な経営に努めております。グループの一員として、持株会社であるりそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ企業価値向上に取り組んでおります。

経営体制については、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び効率化を図っております。また、社外取締役を招聘する等、取締役会による監督機能強化を図っております。

< 「りそなグループ経営理念」 ・ 「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」 >

りそなグループは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、更に経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」を定めております。

りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切にして、すべてのステークホルダーからの支持を受けることが不可欠であると考えております。

① りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

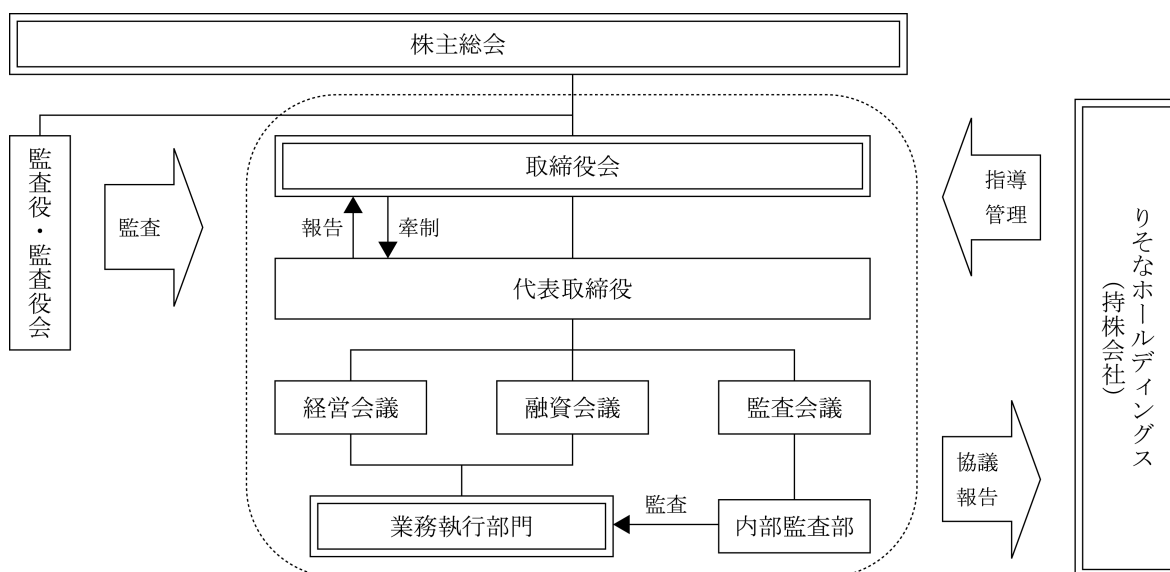
お客さまの信頼に応えます。
 変革に挑戦します。
 透明な経営に努めます。
 地域社会とともに発展します。

② りそなWAY(りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。 • お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 • 常に感謝の気持ちで接します。
株主と 「りそな」	「りそな」は株主との関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。 • 健全な利益の適正な還元を目指します。 • 何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。
社会と 「りそな」	「りそな」は社会とのつながりを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。 • 広く社会のルールを遵守します。 • 良き企業市民として地域社会に貢献します。
従業員と 「りそな」	「りそな」は従業員の人間性を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。 • 創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。 • 従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の状況

<コーポレート・ガバナンス体制>



① 会社の機関等

当社は、取締役会については、取締役13名のうち4名を社外から招聘し、業務執行の決定と、取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。平成19年度には19回開催しております。

また、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

その他に、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を協議・報告する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を協議・報告する機関である監査会議等を設置しております。

- * 当社は、取締役の員数を3名以上とする旨定款に規定しております。
- * 当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に規定しております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に規定しております。

② 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア. 社外取締役及び社外監査役の構成

提出日現在の社外取締役及び社外監査役の構成は以下のとおりです。

役職名	氏名	兼職状況
取締役	渡 邊 正太郎	株式会社りそなホールディングス 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
取締役	大 藪 恵 美	一橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授 日新火災海上保険株式会社 社外取締役
取締役	有 馬 利 男	富士ゼロックス株式会社 相談役 特別顧問
取締役	桑 畑 英 紀	株式会社イマージェンス 代表取締役社長(※)
監査役	山 下 丈	弁護士 明治学院大学法科大学院 教授 プリマハム株式会社 社外監査役
監査役	福 井 義 高	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授

- (注) 1 社外取締役及び社外監査役と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係その他について特別な利害関係はありません。
- 2 株式会社イマージェンス(上記※)と当社との間には、特筆すべき資本関係、取引関係等はありません。
- 3 社外取締役及び社外監査役は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係にありません。

イ. 社外取締役及び社外監査役の活動状況

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

役職名	氏名	在任期間	取締役会等への出席状況 (平成19年度)	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役	渡 邊 正太郎	4年9ヵ月	当年度取締役会19回開催のうち18回出席。	製造業出身者及び長年に亘る経営者としての経験に基づき、特に、管理会計や顧客サービスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
取締役	大 藪 恵 美	1年9ヵ月	当年度取締役会19回開催のうち15回出席。	経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や経営改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。
取締役	有 馬 利 男	9ヵ月	就任後取締役会14回開催のうち10回出席。	製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。
監査役	山 下 丈	2年9ヵ月	当年度取締役会19回開催のうち15回出席。 当年度監査役会17回開催のうち17回出席。	法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、コンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。
監査役	福 井 義 高	2年9ヵ月	当年度取締役会19回開催のうち19回出席。 当年度監査役会17回開催のうち17回出席	経営工学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、各種リスク管理の観点からの積極的な意見・提言等があります。

- (注) 1 在任期間は、社外取締役及び社外監査役の就任後から当該事業年度までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
- 2 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議は5回行っております。

ウ. 責任限定契約

社外取締役である渡邊正太郎氏、大藪恵美氏、有馬利男氏及び桑畑英紀氏、並びに社外監査役である山下丈氏及び福井義高氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役及び当該監査役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

エ. 社外取締役のサポート体制

社外取締役に対するサポート体制として、情報提供のための専属スタッフ(コーポレートガバナンス事務局)を設置しております。

コーポレートガバナンス事務局は、取締役会の事務局として、取締役の監督機能・意思決定のサポートを担っております。社外取締役に対しては、事務局スタッフが、取締役会に付議される事項等について、原則定例取締役会開催の都度、事前に説明を行っております。

事前の説明における社外取締役からの質問事項や要望事項について、適宜、所管部等に情報を伝達することによって、取締役会での議論に反映させるなど、取締役会の効率的かつ効果的な運営を目指しております。

緊急の要件や特定の事案に関しては、所管部署の執行役員等が直接社外取締役に説明を行う場合もあります。

オ. 社外監査役のサポート体制

監査役・監査役会の職務を補助すべき使用人として監査役会事務局を設置しております。同事務局スタッフが社外監査役に取締役会及び監査役会において付議される事項等について事前の説明を行い、社外監査役をサポートする体制をとっています。

(3) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

① 内部統制システムに関する基本的な考え方

りそなグループは、将来ビジョンである「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を実現するとともに、更なる飛躍に向けた改革を実践し、グループ企業価値を最大化することを目指しております。

当社においても、この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、当社内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制を構築することを目指してまいります。

<基本方針>

当社は、グループ企業価値向上に向け、りそなグループの一員として相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

「内部統制に係る基本方針」の概要

<p>I. はじめに</p>	<p>当社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループの一員として相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
<p>II. 内部統制の目的 (基本原則)</p>	<p>当社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務の有効性及び効率性の向上 2. 財務報告の信頼性の確保 3. 法令等の遵守 4. 資産の保全
<p>III. 内部統制 システムの構築 (基本条項)</p>	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT (Information Technology)への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当社の業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項 2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項 4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項 6. 監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項 7. 前号の使用人の取締役及び執行役員からの独立性の確保に関する事項 8. 取締役、執行役員及び使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制に関する事項 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

② 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

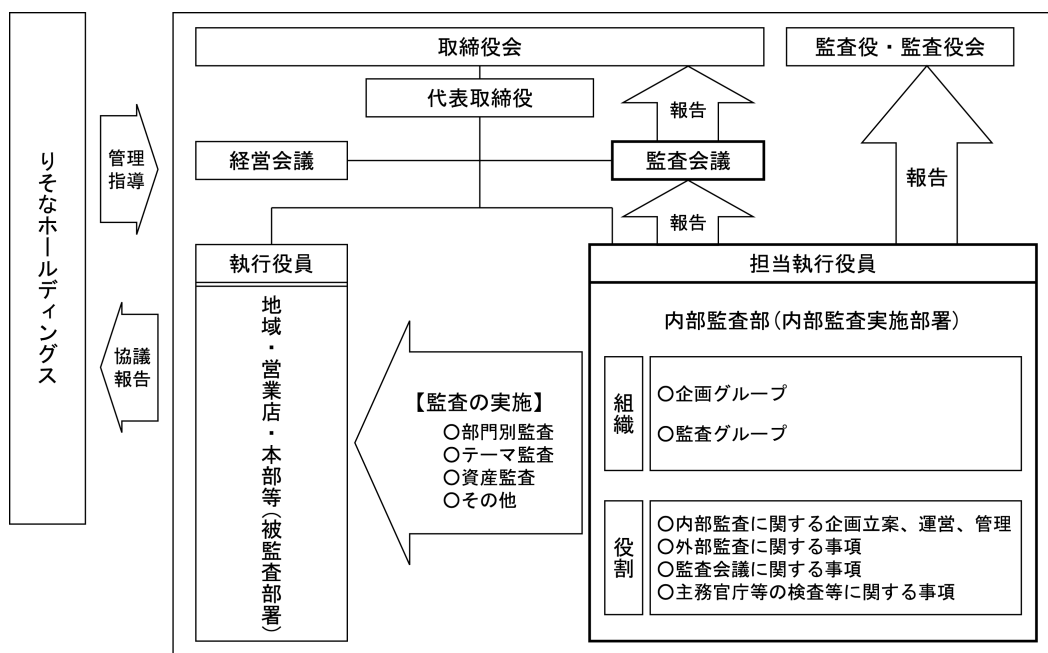
ア. 内部監査に係る体制整備の状況

当社では、内部監査体制を整備するため「内部監査基本方針」を定め、これに基づき、地域・営業部店や本部等の業務担当部署から独立した内部監査部が、業務運営の管理態勢の適切性及び有効性について、客観的かつ公正に検証・評価し、必要に応じて問題点の改善に向けた勧告・提言等を行っております。

具体的には、内部監査部が監査対象部署に対し、指摘、提案、並びに改善策及び改善計画の策定を勧告するとともに、改善勧告を行った事項についての改善状況の進捗管理を行っております。また、内部監査部は内部監査結果を分析し、直接監査対象とならなかった業務担当部署に対しても、必要に応じて意見具申や提案等を行っております。

内部監査部は、内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定し、これに基づき内部監査を実施します。なお、当社においてグループ全体の運営に関する事項について、当社内部監査部は、りそなホールディングスの内部監査部と連携して監査にあたる体制を構築しております。

<内部監査体制>



イ. 法令等遵守に係る体制整備の状況

りそなグループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y (りそなグループ行動宣言)」を制定・公表しております。また、経営理念、りそなW A Y を役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D (りそなグループ行動指針)」を制定しております。

この基本理念のもと、当社は「コンプライアンス基本方針」を策定し、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化し、コンプライアンス態勢の強化を図っております。なお、りそなホールディングスにおいて、グループ各社の従業員からのコンプライアンスに関する相談・報告を受けるため、従来よりホットライン制度を設けるとともに、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

体制面においては、当社にコンプライアンス統括部を設置するとともに、関係部署の役員・部長等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する諸問題を協議しております。また、りそなホールディングス及び当社をはじめとするグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討しております。さらに、地域・営業店や本部等の各部署にコンプライアンス責任者を設置するとともに、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践し、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

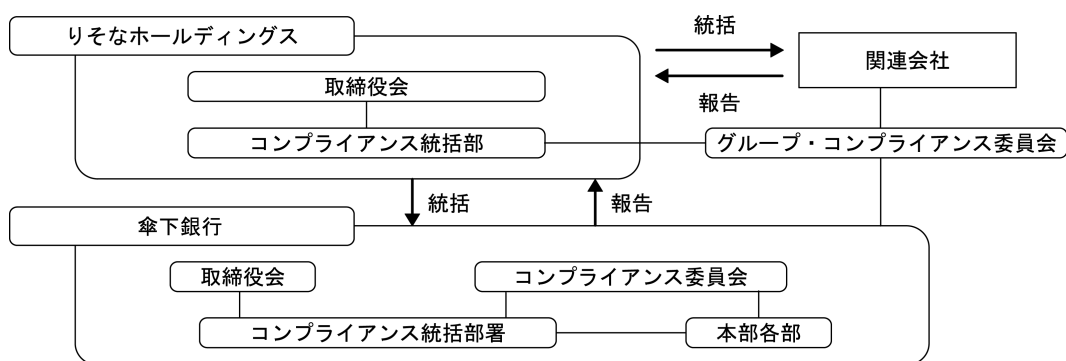
なお、平成20年4月より実施した地域運営・営業体制の見直しに伴い、営業部長、お客さまサービス部長をコンプライアンス責任者として、営業店におけるコンプライアンスの徹底を図るとともに、各地域にコンプライアンス統括部所属のコンプライアンスオフィサーを1名ずつ駐在させ、各地域内のコンプライアンスの強化に向けた指導、啓発等を行う体制としております。

また、コンプライアンス統括部内に金融商品コンプライアンス室を設置しており、お客さまへの説明管理態勢の整備に努めております。また、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さまの情報の取扱い、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応に関する管理部署を明確化するとともに、これら部署等で構成する「サービス品質管理委員会」を設置し、組織横断的な協議・管理を行うなど、顧客保護等管理態勢の整備に努め、「信頼度No.1への挑戦」に取り組んでおります。

<りそなSTANDARDの概要>

STANDARD-I	お客さまのために 最適なサービスのご提供、誠意ある対応、守秘義務の遵守 など
STANDARD-II	変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など
STANDARD-III	誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など
STANDARD-IV	責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りはしない、適切な報告・連絡・相談 など
STANDARD-V	社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

<グループのコンプライアンス運営体制>



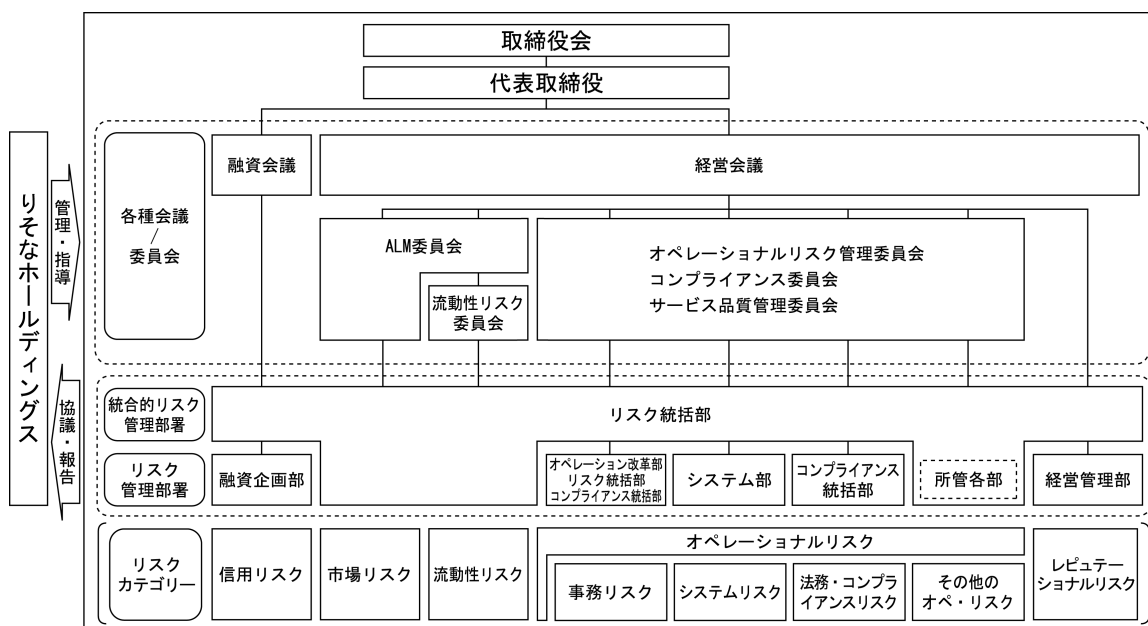
ウ. リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、りそなグループの一員として、りそなホールディングスにおいて強固なリスク管理体制の確立を目的として制定した「グループリスク管理方針」を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めております。これらの方針に従い、当社では、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、統合的にリスクを管理する統合的リスク管理部署を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としております。なお、リスクの状況は、定期的にりそなホールディングスへ報告するとともに、リスク管理上の重要事項の決定に際しては、りそなホールディングスと事前協議を行う体制としております。

当社業務における主要なリスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消滅することにより損失を被るリスク」と定義し、信用リスク管理の基本原則として「クレジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。また、業務推進部署から独立した本部審査体制の整備、信用格付制度及び自己査定制度による客観的な信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

<リスク管理体制>



③ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

ア. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当グループは、「①反社会的勢力と取引を遮断し、根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要である。②反社会的勢力に対して、当社及びグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除する」ということを基本的な考え方としております。

イ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 社内規則の整備状況

当グループは、「りそなSTANDARD(りそなグループ行動指針)」において『反社会的勢力とは、断固として対決します』と宣言するとともに、「コンプライアンス基本方針」に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

b. 対応部署および不当要求防止責任者

当社に設置されたコンプライアンス統括部を反社会的勢力に対する管理統括部署と定め、反社会的勢力との取引防止・遮断等に関し適切な対処等を行っております。

また不当要求防止責任者を各営業拠点等に設置し、所轄警察署(公安委員会)に届出を行い、公安委員会が実施する「責任者講習」を受講し、反社会的勢力からの不当要求等に断固・毅然たる態度で対応しております。

c. 外部の専門機関との連携状況

コンプライアンス統括部において警察等関係行政機関、弁護士等との連携を行うとともに各営業拠点等においても所轄警察署との相談・連絡等を行い、外部の専門機関との連携を適切に行っております。

d. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社コンプライアンス統括部において反社会的勢力に関する内部・外部情報の収集、分析及び一元的な管理を行っております。

e. 対応マニュアルの整備状況

当社は、コンプライアンス・マニュアルに反社会的勢力との対応について定め、反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むとともに組織的な対応を行うこととしております。

f. 研修活動の実施状況

当社では、コンプライアンス基本方針において反社会的勢力との取引遮断・根絶は極めて重要であると位置付け、役員・従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、コンプライアンスに関する知識の習得を行うため、研修・啓発に継続的に取り組んでおります。

(4) 監査の状況

監査部門として、内部監査を専ら担当する執行役員のもと内部監査部を設置し、業務執行部門からの独立性を確保しております(平成20年3月31日現在、部長以下74名で構成、臨時従業員6名を含む)。さらに、内部監査・外部監査に関する事項を協議し、あるいは監査結果の報告を受ける機関として、「経営会議」とは別に、代表取締役、内部監査部担当執行役員及び内部監査部長で構成される「監査会議」を設置しております。

内部監査部においては、取締役及び監査役を除く銀行の全ての業務及び部署を対象として監査を行い、問題点の改善に向けた勧告・提言等を行うことにより、業務の安定的な維持発展、企業価値の向上に努めております。

内部監査の活動方針、対象、重点項目等については、監査役や外部監査人の意見等も踏まえ、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案の上、監査の効率性及び実効性にも配慮した年度の監査基本計画に織り込み、取締役会の承認を得ております。

内部監査の結果については、監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、問題点の改善提言に基づく被監査部署の改善状況については、定期的に取り纏めて監査会議を経由して取締役会に報告するとともに監査役へも報告しております。また、内部監査部は会計監査人等の外部監査人から監査結果及び監査実施状況等についての報告を受けているほか、随時情報交換を行うなど連携に努め、内部統制上の問題点について認識共有化を図っております。外部監査結果については取締役会に報告しております。

なお、平成19年度の会計監査は、監査法人トーマツに委嘱しており、会計監査業務を執行した公認会計士は以下の通りです。

監査法人トーマツ 古澤 茂氏 (4年)
大森 茂氏 (4年)
岸野 勝氏 (1年)

(その他補助者60名)

* ()内年数は、継続監査年数

監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成される監査役会を設置しております。常勤の監査役を中心に社内の重要会議に出席し、取締役等への定期的なヒアリングや、重要書類の閲覧等を通じて得られた情報を基に監査役会にて協議を行い、内部統制システムの適切性を監視・検証するとともに、内部統制部門に対する助言・提言を行っております。同時に、内部監査部等との連携や、監査環境の整備を図ることにより、監査の実効性向上に努めております。会計監査についても、会計監査人の監査実施状況及び監査の結果につき定期的に報告を受け、随時意見交換を行うなど連携を図っております。

(5) 取締役及び監査役の報酬の内容

① 取締役及び監査役に対する報酬等

(対象期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

区分	報酬等	株主総会で定められた報酬限度額
取締役	173	月額18
監査役	55	月額5
計	229	

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 株主総会で定められた報酬限度額は平成20年3月31日現在のものです。

上記のうち、社外取締役及び社外監査役に対する報酬等

(単位：百万円)

	当社から受けている報酬等		当社の親会社等から受けている報酬等	
	支給人数	支給額	支給人数	支給額
合計	5	42	1	8

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 取締役及び監査役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

ア. 当社の取締役の報酬については、株主総会において報酬月額総額の総額を決定し、その範囲内において、取締役会がさらに代表取締役会長に取締役が受ける個人別の報酬の決定を委任することとしております。

代表取締役会長は、りそなホールディングス報酬委員会において定めた内容を踏まえ、「取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

- a. 当社の取締役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。
- b. 具体的な報酬体系は、固定部分である役職位別報酬と変動部分である業績連動報酬で構成します。
 - ・役職位別報酬は、役職位毎の責任の大きさに応じて支給します。
 - ・業績連動報酬は、前年度の業績結果に応じて支給します。

代表取締役及び業務を執行する取締役の業績連動報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、個人別の業績及び会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は60対40とします。

社外取締役の業績連動報酬は、代表取締役及び業務を執行する取締役に対する監督を健全に機能させるため、会社の業績に応じて支給します。役職位別報酬と業績連動報酬の構成比は95対5とします。

イ. 当社の監査役の報酬については、株主総会において報酬月額総額の総額を決定し、その範囲内において、監査役の協議により監査役が受ける個人別の報酬を決定しております。

なお、退職慰労金制度については、平成16年6月24日をもって廃止しております。

(6) 監査報酬の内容

当該事業年度における、当社の監査法人である監査法人トーマツに対する報酬は、以下のとおりです。

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	220百万円
(会社法及び金融商品取引法による法定監査、コンフォートレター作成業務等)	
上記以外の業務に基づく報酬	0百万円
(国際業務(顧客対応)に関する助言)	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項等及び取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた事項等

① 当社は、取締役及び監査役の外部からの招聘等を考慮して、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に規定しております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的としております。

なお、当社は、第3期定時株主総会終結日前の旧商法特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び執行役(執行役であった者を含む)の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除する旨定款に規定しております。これは、当社が委員会等設置会社であった時に定めておりました取締役及び執行役の責任免除規定を有効なものとするためであります。

② 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、また、取締役会の決議により毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し中間配当を行うことができる旨定款に規定しております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的としております。

第5 【経理の状況】

1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第10条第2項第1号ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成19年8月15日内閣府令第65号）附則第9条第2項第1号ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結財務諸表並びに当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※8	1,100,979	4.01	1,783,027	6.75
コールローン及び買入手形		1,178,689	4.29	1,252,792	4.75
債券貸借取引支払保証金		75,978	0.28	14,727	0.06
買入金銭債権		53,086	0.19	47,829	0.18
特定取引資産	※8	362,802	1.32	413,988	1.57
金銭の信託		10,385	0.04	—	—
有価証券	※1, 2, 8, 15	5,260,736	19.16	3,961,967	15.01
貸出金	※ 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	17,850,251	65.00	17,218,208	65.22
外国為替	※7	70,739	0.26	62,043	0.23
その他資産	※8	744,609	2.71	896,100	3.39
有形固定資産	※11, 12	307,841	1.12	298,418	1.13
建物		83,834	0.30	78,998	0.30
土地	※10	210,863	0.77	207,245	0.78
建設仮勘定		1,767	0.01	1,084	0.00
その他の有形固定資産		11,376	0.04	11,089	0.04
無形固定資産		8,275	0.03	8,585	0.03
ソフトウェア		5,932	0.02	6,094	0.02
のれん		27	0.00	—	—
その他の無形固定資産		2,315	0.01	2,491	0.01
繰延税金資産		275,829	1.00	263,025	1.00
支払承諾見返	※15	550,704	2.00	506,693	1.92
貸倒引当金		△373,862	△1.36	△326,117	△1.24
投資損失引当金		△14,775	△0.05	—	—
資産の部合計		27,462,271	100.00	26,401,292	100.00

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※8	19,528,013	71.11	19,315,867	73.16
譲渡性預金		1,823,690	6.64	2,281,440	8.64
コールマネー及び売渡手形	※8	1,495,929	5.45	996,412	3.77
売現先勘定	※8	13,983	0.05	16,976	0.07
債券貸借取引受入担保金	※8	26,001	0.10	10,626	0.05
特定取引負債		117,821	0.43	140,361	0.53
借入金	※8,13	775,586	2.82	529,730	2.01
外国為替		13,608	0.05	7,365	0.03
社債	※14	616,141	2.24	587,130	2.22
信託勘定借		417,715	1.52	367,996	1.39
その他負債		387,518	1.41	374,390	1.42
賞与引当金		—	—	8,770	0.03
退職給付引当金		0	0.00	0	0.00
その他の引当金		2,705	0.01	13,598	0.05
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	44,213	0.16	43,146	0.16
支払承諾	※15	550,704	2.01	506,693	1.92
負債の部合計		25,813,635	94.00	25,200,508	95.45
(純資産の部)					
資本金		279,928	1.02	279,928	1.06
資本剰余金		404,408	1.47	404,408	1.53
利益剰余金		545,627	1.99	207,258	0.79
株主資本合計		1,229,964	4.48	891,595	3.38
その他有価証券評価差額金		224,782	0.82	104,713	0.40
繰延ヘッジ損益		△15,366	△0.06	19,489	0.07
土地再評価差額金	※10	61,412	0.22	59,872	0.23
為替換算調整勘定		△1,400	△0.00	△2,252	△0.01
評価・換算差額等合計		269,428	0.98	181,823	0.69
少数株主持分		149,243	0.54	127,364	0.48
純資産の部合計		1,648,636	6.00	1,200,783	4.55
負債及び純資産の部合計		27,462,271	100.00	26,401,292	100.00

② 【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		807,694	100.00	748,331	100.00
資金運用収益		459,586		472,517	
貸出金利息		335,724		371,940	
有価証券利息配当金		71,935		38,779	
コールローン利息及び 買入手形利息		8,020		14,172	
買現先利息		0		—	
債券貸借取引受入利息		122		487	
預け金利息		9,458		15,613	
その他の受入利息		34,325		31,525	
信託報酬		8,227		8,637	
役務取引等収益		120,409		114,606	
特定取引収益		22,021		70,168	
その他業務収益		60,688		41,255	
その他経常収益	※2	136,760		41,145	
経常費用		505,023	62.53	614,153	82.07
資金調達費用		85,043		118,490	
預金利息		35,890		58,430	
譲渡性預金利息		6,351		11,772	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		6,450		9,401	
売現先利息		300		865	
債券貸借取引支払利息		746		1,037	
借入金利息		2,859		3,078	
社債利息		27,302		27,737	
その他の支払利息		5,141		6,167	
役務取引等費用		43,485		44,768	
特定取引費用		455		464	
その他業務費用		36,060		86,678	
営業経費		228,563		225,649	
その他経常費用		111,414		138,102	
貸倒引当金繰入額		41,362		—	
その他の経常費用	※3	70,052		138,102	
経常利益		302,671	37.47	134,178	17.93
特別利益		23,942	2.97	92,238	12.33
固定資産処分益		1,315		405	
貸倒引当金戻入益		—		3,680	
償却債権取立益		19,900		33,376	
その他の特別利益	※4	2,726		54,775	
特別損失		7,851	0.97	4,301	0.58
固定資産処分損		1,914		1,526	
減損損失	※1	5,937		2,774	
税金等調整前当期純利益		318,761	39.47	222,115	29.68
法人税、住民税及び事業税		△11,742	△1.45	△29,473	△3.94
法人税等調整額		△233,532	△28.91	36,048	4.82
少数株主利益		11,375	1.41	8,780	1.17
当期純利益		552,661	68.42	206,759	27.63

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	308,378	992,716
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)			△210,048	△210,048
剰余金の配当			△107,258	△107,258
当期純利益			552,661	552,661
土地再評価差額金の取崩			1,893	1,893
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	237,248	237,248
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	545,627	1,229,964

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	201,317	—	63,306	△1,946	262,677	147,575	1,402,969
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)							△210,048
剰余金の配当							△107,258
当期純利益							552,661
土地再評価差額金の取崩							1,893
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	23,464	△15,366	△1,893	545	6,750	1,667	8,418
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	23,464	△15,366	△1,893	545	6,750	1,667	245,667
平成19年3月31日残高(百万円)	224,782	△15,366	61,412	△1,400	269,428	149,243	1,648,636

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	545,627	1,229,964
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△ 546,668	△ 546,668
当期純利益			206,759	206,759
土地再評価差額金取崩			1,540	1,540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	—	△ 338,368	△ 338,368
平成20年3月31日残高(百万円)	279,928	404,408	207,258	891,595

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	224,782	△15,366	61,412	△1,400	269,428	149,243	1,648,636
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 546,668
当期純利益							206,759
土地再評価差額金取崩							1,540
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 120,068	34,855	△ 1,540	△ 851	△ 87,604	△ 21,879	△ 109,484
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△ 120,068	34,855	△ 1,540	△ 851	△ 87,604	△ 21,879	△ 447,853
平成20年3月31日残高(百万円)	104,713	19,489	59,872	△ 2,252	181,823	127,364	1,200,783

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		318,761	222,115
減価償却費		8,733	9,149
減損損失		5,937	2,774
のれん償却額		27	27
持分法による投資損益(△)		△9,090	△ 4,609
貸倒引当金の増加額		15,449	△ 47,744
投資損失引当金の増加額		284	△ 14,775
賞与引当金の増加額		—	8,770
事業再構築引当金の増加額		△156	—
退職給付引当金の増加額		0	0
資金運用収益		△459,586	△ 472,517
資金調達費用		85,043	118,490
有価証券関係損益(△)		△72,313	21,979
金銭の信託の運用損益(△)		△385	△ 248
為替差損益(△)		△56,632	△ 58,738
固定資産処分損益(△)		599	1,121
特定取引資産の純増(△)減		289,037	△ 51,186
特定取引負債の純増減(△)		43,437	22,540
貸出金の純増(△)減		184,846	632,043
預金の純増減(△)		△107,784	△ 212,146
譲渡性預金の純増減(△)		△11,540	457,750
借入金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)		737,565	△ 223,424
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減		△76,499	△ 602,990
コールローン等の純増(△)減		△229,580	△ 68,845
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		△64,930	61,250
コールマネー等の純増減(△)		△1,282,747	△ 496,296
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		26,001	△ 15,374
外国為替(資産)の純増(△)減		6,206	9,051
外国為替(負債)の純増減(△)		△6,679	△ 6,242
普通社債の発行・償還による純増減(△)		—	1,599
信託勘定借の純増減(△)		△8,397	△ 49,718
資金運用による収入		458,578	473,652
資金調達による支出		△81,902	△ 120,985
その他		50,060	△ 78,830
小計		△237,653	△ 482,360
法人税等の支払額		10,701	11,501
営業活動によるキャッシュ・フロー		△226,951	△ 470,859

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△19,399,184	△ 27,321,029
有価証券の売却による収入		18,360,849	27,104,446
有価証券の償還による収入		1,478,458	1,324,638
金銭の信託の増加による支出		△10,000	—
金銭の信託の減少による収入		—	10,269
有形固定資産の取得による支出		△6,842	△ 5,563
有形固定資産の売却による収入		1,101	2,320
無形固定資産の取得による支出		△2,451	△ 2,171
無形固定資産の売却による収入		2,140	14
投資活動によるキャッシュ・フロー		424,071	1,112,925
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		—	2,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△7,000	△ 22,000
劣後特約付社債の発行による収入		96,960	13,955
劣後特約付社債の償還による支出		△112,743	△ 10,000
配当金支払額		△317,306	△ 546,668
少数株主への配当金支払額		△212	△ 195
財務活動によるキャッシュ・フロー		△340,301	△ 562,908
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		47	△ 99
V 現金及び現金同等物の増加額		△143,135	79,057
VI 現金及び現金同等物の期首残高		960,248	817,113
VII 現金及び現金同等物の期末残高		817,113	896,170

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 あさひ銀りテールファイナンス株式会社、Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited 及びResona Bank (Capital Management) Plcは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 Daiwa International Finance (Cayman) Limited及びDaiwa PB Limitedは清算により当連結会計年度から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び 関連会社は、当期純損益(持分に見 合う額)、利益剰余金(持分に見 合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、持分法 の対象から除いても連結財務諸表 に重要な影響を与えないため、持 分法の対象から除いております。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありま せん。 持分法非適用の非連結子会社及び 関連会社は、当期純損益(持分に見 合う額)、利益剰余金(持分に見 合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、持分法 の対象から除いても連結財務諸表 に重要な影響を与えないため、持 分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおり であります。 12月末日 4社 3月末日 3社</p> <p>(2) 上記の子会社については、それぞ れの決算日の財務諸表により連結 しております。 連結決算日と上記の決算日との間 に生じた重要な取引については、 必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおり であります。 12月末日 4社 3月末日 1社</p> <p>(2) 同左</p>
4 会計処理基準に関する事 項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及 び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場 における相場その他の指標に係る 短期的な変動、市場間の格差等 を利用して利益を得る等の目的(以 下「特定取引目的」)の取引につ いては、取引の約定時点を基準と し、連結貸借対照表上「特定取引 資産」及び「特定取引負債」に計 上するとともに、当該取引からの 損益を連結損益計算書上「特定取 引収益」及び「特定取引費用」に 計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の 評価は、有価証券及び金銭債権等 については連結決算日の時価によ り、スワップ・先物・オプション 取引等の派生商品については連結 決算日において決済したものとみ なした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引 費用の損益計上は、当連結会計年 度の受払利息等に、有価証券、金 銭債権等については前連結会計年 度末と当連結会計年度末における 評価損益の増減額を、派生商品に ついては前連結会計年度末と当連 結会計年度末におけるみなし決済 からの損益相当額の増減額を加え ております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及 び収益・費用の計上基準 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は496百万円減少し、繰延税金資産は339百万円増加しており、税金等調整前当期純利益は836百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ75百万円減少しております。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ373百万円減少しております。 また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度において臨時償却を行いました。これに伴い経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,332百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	—————	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 <p>前連結会計年度までは、連結財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他負債に含めて計上していましたが、当連結会計年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。</p> <p>なお、前連結会計年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は8,144百万円であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。</p> <p>預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p>	<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。</p> <p>信託取引損失引当金 10,686百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 1,960百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスクヘッジ</p> <p>同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左
	(14)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 同左
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。 当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,514,759百万円であります。 なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が1,823百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>これにより、従来の「動産不動産」中の土地建物動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、また建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」に表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>(1) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として表示しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。	—————

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,667百万円及び出資金4,003百万円が含まれております。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式37,089百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p>
<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当期末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ですが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延滞債権額は265,001百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は250,274百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,173百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は186,361百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は138,360百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,183百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は405,776百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、239,078百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、179,639百万円であります。</p>																																
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 582 782 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>63,929百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,195,006百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>221,233百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,897百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="215 750 782 862"> <tr> <td>預金</td> <td>101,370百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>13,983百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>742,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金356百万円、有価証券746,588百万円、その他資産3,293百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,756百万円、敷金保証金は17,067百万円であります。</p>	特定取引資産	63,929百万円	有価証券	2,195,006百万円	貸出金	221,233百万円	その他資産	3,897百万円	預金	101,370百万円	売現先勘定	13,983百万円	借用金	742,200百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="853 582 1404 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>96,807百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,890,867百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>180,846百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,940百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="853 750 1404 929"> <tr> <td>預金</td> <td>128,425百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>250,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>16,976百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>10,626百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>517,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券668,193百万円及びその他資産89,126百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,907百万円、敷金保証金は16,918百万円であります。</p>	特定取引資産	96,807百万円	有価証券	1,890,867百万円	貸出金	180,846百万円	その他資産	3,940百万円	預金	128,425百万円	コールマネー及び売渡手形	250,000百万円	売現先勘定	16,976百万円	債券貸借取引受入担保金	10,626百万円	借用金	517,500百万円
特定取引資産	63,929百万円																																
有価証券	2,195,006百万円																																
貸出金	221,233百万円																																
その他資産	3,897百万円																																
預金	101,370百万円																																
売現先勘定	13,983百万円																																
借用金	742,200百万円																																
特定取引資産	96,807百万円																																
有価証券	1,890,867百万円																																
貸出金	180,846百万円																																
その他資産	3,940百万円																																
預金	128,425百万円																																
コールマネー及び売渡手形	250,000百万円																																
売現先勘定	16,976百万円																																
債券貸借取引受入担保金	10,626百万円																																
借用金	517,500百万円																																
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,634,167百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,323,938百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,863,148百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,574,256百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 135,798百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 138,572百万円</p>
<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,423百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金26,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債には劣後特約付社債585,531百万円が含まれております。</p>
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は465,608百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少しております。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は379,962百万円であります。</p>
<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託516,755百万円であります。</p>	<p>16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託433,580百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について1,824百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,113百万円の「減損損失」を計上しております。</p> <p>上記「減損損失」の合計のうち、建物は2,046百万円、土地は1,432百万円、その他の有形固定資産は2,457百万円であります。</p> <p>グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割引いて算定しております。</p>	
<p>※2 「その他経常収益」には、</p> <p>株式等売却益 99,308百万円</p> <p>を含んでおります。</p>	<p>※2 「その他経常収益」には、</p> <p>株式等売却益 17,749百万円</p> <p>を含んでおります。</p>
<p>※3 「その他の経常費用」には、</p> <p>貸出金償却 23,542百万円</p> <p>株式等売却損 27,004百万円</p> <p>株式等償却 6,563百万円</p> <p>を含んでおります。</p>	<p>※3 「その他の経常費用」には、</p> <p>貸出金償却 54,562百万円</p> <p>株式等売却損 37,589百万円</p> <p>株式等償却 24,801百万円</p> <p>を含んでおります。</p>
<p>※4 「その他の特別利益」には、</p> <p>店舗チャネル改革引当金取崩額 2,625百万円</p> <p>を含んでおります。</p>	<p>※4 「その他の特別利益」には、</p> <p>債権売却益 40,000百万円</p> <p>投資損失引当金取崩額 14,775百万円</p> <p>を含んでおります。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	30,843,933	763	—	30,844,697	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
丁種第一回優先株式	120	—	60	60	注
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,652,271	763	60	69,652,975	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	200,485	6.5	平成18年3月31日	平成18年6月27日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回優先株式	0	5		
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回優先株式	740	9.25		
	第1種第一回優先株式	1,631	0.1305		
	第2種第一回優先株式	1,671	0.1305		
第3種第一回優先株式	1,631	0.1305			
平成19年3月26日 取締役会	普通株式	95,616	3.1	平成18年12月31日	平成19年3月27日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回優先株式	0	5		
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回優先株式	740	9.25		
	第1種第一回優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回優先株式	2,375	0.1855		
第3種第一回優先株式	2,318	0.1855			

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年5月 18日 取締役会	普通株式	351,629	11.4	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18			
	丁種第一回優先株式	0	5			
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19			
	己種第一回優先株式	740	9.25			
	第1種第一回優先株式	2,318	0.1855			
	第2種第一回優先株式	2,375	0.1855			
第3種第一回優先株式	2,318	0.1855				

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	30,844,697	763	—	30,845,461	注
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
丁種第一回優先株式	60	—	60	—	注
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,652,975	763	60	69,653,679	
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	351,629	11.4	平成19年3月31日	平成19年5月21日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18		
	丁種第一回優先株式	0	5		
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回優先株式	740	9.25		
	第1種第一回優先株式	2,318	0.1855		
	第2種第一回優先株式	2,375	0.1855		
第3種第一回優先株式	2,318	0.1855			
平成20年3月24日 取締役会	普通株式	168,107	5.45	平成19年12月31日	平成20年3月25日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回優先株式	740	9.25		
	第1種第一回優先株式	3,525	0.282		
	第2種第一回優先株式	3,611	0.282		
	第3種第一回優先株式	3,525	0.282		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成20年5月 16日 取締役会	普通株式	3,084	0.10	利益剰余金	平成20年3月31日	平成20年5月19日
	種類株式					
	乙種第一回優先株式	2,162	3.18			
	戊種第一回優先株式	1,725	7.19			
	己種第一回優先株式	740	9.25			
	第1種第一回優先株式	3,525	0.282			
	第2種第一回優先株式	3,611	0.282			
第3種第一回優先株式	3,525	0.282				

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成19年3月31日現在	平成20年3月31日現在
現金預け金勘定 1,100,979	現金預け金勘定 1,783,027
日本銀行以外への預け金 Δ 283,866	日本銀行以外への預け金 Δ 886,857
現金及び現金同等物 <u>817,113</u>	現金及び現金同等物 <u>896,170</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,269百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,688百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,580百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 2,018百万円 1年超 4,886百万円 合計 <u>6,904百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,075百万円 減価償却費相当額 1,943百万円 支払利息相当額 176百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16百万円 1年超 9百万円 合計 <u>26百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 12,050百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,914百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,135百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,999百万円 1年超 3,569百万円 合計 <u>5,569百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 2,200百万円 減価償却費相当額 2,151百万円 支払利息相当額 158百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 10百万円 1年超 2百万円 合計 <u>13百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	281,798	246

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	292,157	618,304	326,147	327,184	1,037
債券	3,244,485	3,218,081	△26,403	92	26,496
国債	2,745,833	2,723,084	△22,749	31	22,780
地方債	200,973	198,481	△2,491	53	2,545
社債	297,678	296,515	△1,162	7	1,169
その他	730,546	735,836	5,290	31,052	25,761
合計	4,267,188	4,572,223	305,034	358,329	53,295

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,902百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	17,972,860	130,007	49,281

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	91,476
非上場内国債	508,451

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,067,502	792,412	296,376	570,241
国債	1,744,132	189,276	219,434	570,241
地方債	40,974	94,513	62,993	—
社債	282,395	508,622	13,948	—
その他	2,754	53,188	217,279	28,168
合計	2,070,257	845,600	513,655	598,409

II 当連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	257,454	711

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	290,696	448,331	157,635	167,316	9,681
債券	2,871,406	2,847,136	△24,269	3,077	27,346
国債	2,410,563	2,386,060	△24,503	1,925	26,428
地方債	149,242	149,800	558	1,019	460
社債	311,599	311,275	△324	132	457
その他	115,952	119,304	3,351	6,614	3,262
合計	3,278,054	3,414,772	136,717	177,008	40,290

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,123百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	27,081,606	58,857	56,229

- 6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	60,872
非上場内国債	407,117

- 7 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1,869,786	493,729	395,276	495,462
国債	1,550,269	—	340,329	495,462
地方債	34,429	72,781	42,589	—
社債	285,086	420,948	12,357	—
その他	9,325	14,036	42,658	8,493
合計	1,879,111	507,766	437,934	503,956

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,385	385

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	305,034
その他有価証券	305,034
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	80,228
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	224,805
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△22
その他有価証券評価差額金	224,782

II 当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	136,717
その他有価証券	136,717
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	31,990
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	104,727
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△13
その他有価証券評価差額金	104,713

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

① 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

② 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

③ 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

④ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っています。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っております。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	1,540,476	—	△1,250	△1,250
	買建	560,675	—	△33	△33
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,547,702	6,086,630	31,068	28,624
	受取変動・支払固定	8,600,188	5,549,695	△4,080	△1,633
	受取変動・支払変動	2,642,500	2,350,500	△2,530	△2,530
	キャップ				
	売建	138,925	80,252	731	846
	買建	85,011	68,850	591	△3
	フローアー				
	売建	6,000	6,000	174	△10
	買建	12,961	12,885	140	128
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	5,000	—	52	△19
	合計	—	—	23,053	24,117

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,078,673	2,930,307	4,666	△8,431
	売建	467,270	62,485	△5,923	△5,923
	買建	1,186,122	555,675	48,473	48,473
	通貨オプション				
	売建	1,547,564	879,258	59,120	8,617
	買建	1,630,292	880,092	40,038	△13,999
	合計	—	—	28,134	28,736

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	6,868	—	△56	△56
	買建	6,793	—	72	72
	株式指数オプション				
	売建	100,127	—	656	297
	買建	93,150	—	149	△107
	合計	—	—	△490	207

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	1,344	—	3	3
	買建	30,524	—	△81	△81
	合計	—	—	△78	△78

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

① 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約

② 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

③ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

④ 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っています。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

なお、平成19年9月の金融商品取引法施行の際、コンプライアンス意識の向上およびデリバティブ商品販売の担い手の質的向上を目的として、ロールプレイング研修の実施、社内資格制度の創設などを行ないました。引き続き顧客保護等管理態勢の強化を図って参ります。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っております。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	183,880	—	△110	△110
	買建	44,883	—	△9	△9
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	9,273,144	6,232,548	117,650	116,801
	受取変動・支払固定	8,653,850	6,201,396	△84,715	△84,320
	受取変動・支払変動	2,405,500	1,828,000	△3,041	△3,041
	キャップ				
	売建	81,037	28,479	243	521
	買建	67,500	2,500	185	△73
	フローアー				
	売建	6,000	6,000	221	△67
	買建	17,008	16,897	258	236
	スワップション				
	売建	—	—	—	—
	買建	1,000	—	56	40
	合計	—	—	29,809	29,976

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,306,390	2,972,999	△8,227	35,216
	売建	277,376	65,130	8,700	8,700
	買建	1,034,017	637,277	△16,841	△16,841
	通貨オプション				
	売建	1,306,973	981,692	69,788	9,013
	買建	1,366,506	959,737	120,427	56,109
	合計	—	—	34,270	92,197

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	43,606	—	76	76
	買建	5,789	—	3	3
	合計	—	—	79	79

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。また、当社において退職給付信託を設定しております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	△278,707	△279,417
年金資産 (B)	539,118	540,852
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	260,411	261,434
未認識数理計算上の差異 (D)	△138,229	△129,729
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	122,181	131,704
前払年金費用 (F)	122,181	131,705
退職給付引当金 (E) - (F)	△0	△0

(注) 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	5,872	5,920
利息費用	5,514	5,574
期待運用収益	△5,462	△5,388
過去勤務債務の費用処理額	25	—
数理計算上の差異の費用処理額	△3,504	△9,791
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,006	822
退職給付費用	3,451	△2,862
代行返上資産額確定に伴う利益	△413	—
計	3,037	△2,862

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	2.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。	同左
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。	同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 922,309百万円 貸倒引当金損金算入 限度超過額 190,049 及び貸出金償却否認額 有価証券償却否認額 118,291 退職給付引当金損金算入 限度超過額 36,290 その他 73,273 繰延税金資産小計 1,340,214 評価性引当額 △959,803 繰延税金資産合計 380,410 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △80,228 退職給付信託設定益 △19,741 未収配当金 △1,938 その他 △2,673 繰延税金負債合計 △104,581 繰延税金資産の純額 275,829百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 804,826百万円 貸倒引当金損金算入 限度超過額 192,796 及び貸出金償却否認額 有価証券償却否認額 125,652 退職給付引当金損金算入 限度超過額 34,131 その他 62,682 繰延税金資産小計 1,220,090 評価性引当額 △887,961 繰延税金資産合計 332,129 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △31,990 退職給付信託設定益 △19,360 繰延ヘッジ利益 △13,422 未収配当金 △1,941 その他 △2,388 繰延税金負債合計 △69,103 繰延税金資産の純額 263,025百万円
2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.62% (調整) 評価性引当額 △112.71 受取配当金益金不算入 △1.71 親会社と子会社の実効税率差 △1.32 その他 △1.83 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △76.95%	2	連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.62% (調整) 評価性引当額 △32.35 受取配当金益金不算入 △1.79 親会社と子会社の実効税率差 △1.62 その他 △1.91 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.95%

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

(3) 子会社等

りそな保証株式会社及び大和ギャランティ株式会社は当社の関連会社でもありますが、取引内容及び金額は「(4) 兄弟会社等」に記載しております。

(4) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	—	—	提携関係	コールマネー	1,697,099	コールマネー	1,411,875
								コールマネー利息	5,507	その他負債	190
兄弟会社	りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	直接 37.2	1	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	5,021,992	—	—
								保証料	10,053	その他負債	854
								代位弁済	16,196	—	—
兄弟会社	大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	—	1	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	935,126	—	—
								保証料	1,251	その他負債	93
								代位弁済	5,813	—	—

(注) 1 取引金額は、コールマネーについては当連結会計年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当連結会計年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。

2 コールマネーの取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

3 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。

II 当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を早期適用しております。この結果、従来の開示対象に加えて、親会社の役員の子の取引、及び親会社又は重要な関連会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区	327,201	銀行持株会社	被所有100.0	経営管理預金取引関係 金銭貸借関係 役員の兼任	譲渡性預金	596,432	譲渡性預金	828,000
							譲渡性預金利息	1,710	その他負債	44

- (注) 1. 譲渡性預金の取引金額は、当連結会計年度中の平均残高を記載しております。
 2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

りそな保証株式会社及び大和ギャランティ株式会社は当社の関連会社でもありますが、取引内容及び金額は「③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等」に記載しております。

③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	—	提携関係 役員の兼任	コールマネー	1,165,183	コールマネー	612,084
							コールマネー利息	7,752	その他負債	30
同一の親会社を持つ会社	りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	直接 37.2	保証委託関係 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	5,153,765	—	—
							保証料	10,329	その他負債	858
							代位弁済	18,051	—	—
同一の親会社を持つ会社	大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	—	保証委託関係 預金取引関係 役員の兼任	住宅ローン等に係る被保証	822,557	—	—
							保証料	1,042	その他負債	81
							代位弁済	5,080	—	—

- (注) 1 取引金額は、コールマネーについては当連結会計年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当連結会計年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。
- 2 コールマネーについては、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 3 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
親会社の役員 の近親者	内川 通洋	—	—	—	—	親会社の執行 役員野口正敏 の義兄	資金の貸付	—	貸出金	15	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	—	—	—	—	当社取締役 中村重治の母 当社取締役 中村重治の弟	資金の貸付	—	貸出金	17	注2
役員 の近親者	保持 啓太郎	—	—	—	—	当社執行役員 広富靖以の 義兄	資金の貸付	—	貸出金	23	注3

- (注) 1 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付住宅ローンであります。
- 2 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付賃貸マンションローンであります。
- 3 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付住宅ローンであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社りそなホールディングス(大阪証券取引所、東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はりそな保証株式会社であり、その要約財務情報は以下の通りであります。

	(百万円)
流動資産合計	188,942
固定資産合計	10,919
流動負債合計	85,010
固定負債合計	69,771
純資産合計	45,080
保証債務残高	8,456,196
営業収益	28,331
税引前当期純利益金額	12,794
当期純利益金額	10,556

(開示対象特別目的会社関係)

当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末残高
譲渡資産(住宅ローン債権)	5,075
譲渡資産に係る劣後債権	2,233

(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△31.89	△45.82
1株当たり当期純利益	円	17.16	5.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	10.24	3.69

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	当連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,648,636	1,200,783
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,632,566	2,614,215
うち少数株主持分	百万円	149,243	127,364
うち優先株式	百万円	2,471,681	2,471,561
うち優先配当額	百万円	11,641	15,289
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△983,930	△1,413,432
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	30,844,697	30,845,461

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	552,661	206,759
普通株主に帰属しない金額	百万円	23,283	30,579
うち優先配当額	百万円	23,283	30,579
普通株式に係る当期純利益	百万円	529,377	176,180
普通株式の期中平均株式数	千株	30,844,000	30,845,209
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	23,283	21,323
うち優先配当額	百万円	23,283	21,323
普通株式増加数	千株	23,096,300	22,665,621
うち優先株式	千株	23,096,300	22,665,621
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	乙種第一回優先株式 (発行済株式総数 680,000千株) 戊種第一回優先株式 (発行済株式総数 240,000千株) 己種第一回優先株式 (発行済株式総数 80,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>東京本社ビルの譲渡</p> <p>当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。</p> <p>東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。</p> <p>本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取組むことが目的です。</p> <p>譲渡先 三菱地所株式会社 譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1他 りそな・マルハビル、うち当社持分 帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円 譲渡日 平成20年4月30日</p>

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社 (注) 1	劣後特約付 社債	平成16年9月24日 ～平成20年3月12日	596,141 (1,797,650 千ユーロ) (1,299,225 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	575,531 (1,797,961 千ユーロ) (1,299,310 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	1.20 ～5.986	なし	平成26年9月24日 ～永久
Asahi Finance (Cayman)Ltd.	劣後特約付 社債	平成9年3月27日	20,000	10,000	4.25	なし	永久
P. T. Bank Resona Perdania (注) 1	普通社債	平成19年12月5日	—	1,599 (132,162 百万イン ドネシア ルピア)	9.6	なし	平成22年12月6日
合計	—	—	616,141 (1,797,650 千ユーロ) (1,299,225 千米ドル) (400,000 千英ポンド)	587,130 (1,797,961 千ユーロ) (1,299,310 千米ドル) (400,000 千英ポンド) (132,162 百万イン ドネシア ルピア)	—	—	—

(注) 1 「前期末残高」、「当期末残高」欄の()内は、外貨建発行によるもの(内書き)であります。

2 連結決算日後5年内における償還予定額は以下の通りであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	—	—	1,599	—	—

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	775,586	529,730	0.62	—
借入金	775,586	529,730	0.62	平20年4月～永久
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	519,838	1,298	1,236	1,062	216

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金		1,097,339	4.00	1,783,565	6.77
現金		435,239		393,522	
預け金		662,099		1,390,042	
コールローン		1,165,700	4.25	1,252,187	4.75
債券貸借取引支払保証金		75,978	0.28	14,727	0.06
買入金銭債権		53,086	0.19	47,829	0.18
特定取引資産	※8	362,802	1.32	413,988	1.57
商品有価証券		45,985		28,314	
特定金融派生商品		81,003		156,534	
その他の特定取引資産		235,812		229,139	
金銭の信託		10,385	0.04	—	—
有価証券	※2,8	5,257,370	19.17	3,950,786	14.99
国債		2,723,084		2,386,060	
地方債		198,481		149,800	
社債	※15	804,966		718,392	
株式	※1	732,563		531,986	
その他の証券	※1	798,274		164,545	
貸出金	※3,4, 5,6, 8,9	17,818,392	64.97	17,175,187	65.18
割引手形	※7	218,272		161,962	
手形貸付		1,133,827		1,016,379	
証書貸付		13,867,001		13,481,761	
当座貸越		2,599,291		2,515,084	
外国為替		68,804	0.25	60,173	0.23
外国他店預け		21,037		19,280	
外国他店貸		24		10	
買入外国為替	※7	20,025		16,610	
取立外国為替		27,716		24,272	
その他資産	※8	744,454	2.72	894,351	3.39
未決済為替貸		6		0	
前払費用		1,595		3,351	
未収収益		42,264		38,681	
先物取引差入証拠金		14,756		2,907	
先物取引差金勘定		1,322		82	
保管有価証券等		68,097		14,660	
金融派生商品		191,006		295,849	
その他の資産		425,405		538,816	
有形固定資産	※11, 12	307,353	1.12	298,197	1.13
建物		83,693		78,887	
土地	※10	210,639		207,245	
建設仮勘定		1,767		1,084	
その他の有形固定資産		11,252		10,979	
無形固定資産		8,224	0.03	8,335	0.03
ソフトウェア		5,909		6,057	
その他の無形固定資産		2,315		2,277	
繰延税金資産		275,445	1.00	262,574	1.00
支払承諾見返	※15	565,570	2.06	513,724	1.95
貸倒引当金		△370,825	△1.35	△322,878	△1.23
投資損失引当金		△13,058	△0.05	—	—
資産の部合計		27,427,023	100.00	26,352,750	100.00

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※8	19,493,511	71.08	19,284,738	73.18
当座預金		1,854,518		2,013,812	
普通預金		9,898,178		9,068,503	
貯蓄預金		233,578		218,750	
通知預金		103,472		86,568	
定期預金		6,818,240		7,141,361	
その他の預金		585,523		755,743	
譲渡性預金		1,823,690	6.65	2,281,440	8.66
コールマネー	※8	1,495,929	5.45	996,231	3.78
売現先勘定	※8	13,983	0.05	16,976	0.07
債券貸借取引受入担保金	※8	26,001	0.09	10,626	0.04
特定取引負債		117,821	0.43	140,361	0.53
売付商品債券		68,097		14,660	
商品有価証券派生商品		64		101	
特定取引有価証券派生商品		13		13	
特定金融派生商品		49,645		125,586	
借入金	※8	794,111	2.90	538,047	2.04
借入金	※13	794,111		538,047	
外国為替		13,839	0.05	7,789	0.03
外国他店預り		12,326		6,804	
売渡外国為替		549		448	
未払外国為替		963		535	
社債	※14	734,306	2.68	692,730	2.63
信託勘定借		417,715	1.52	367,996	1.40
その他負債		393,588	1.44	379,472	1.44
未決済為替借		192		139	
未払法人税等		2,090		1,930	
未払費用		57,310		54,464	
前受収益		10,727		11,332	
先物取引差金勘定		—		138	
借入商品債券		68,097		14,660	
金融派生商品		129,411		196,529	
その他の負債		125,759		100,276	
賞与引当金		—	—	8,770	0.03
その他の引当金		2,705	0.01	13,598	0.05
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00
証券取引責任準備金		0		—	
金融商品取引責任準備金		—		0	
再評価に係る繰延税金負債	※10	44,213	0.16	43,146	0.16
支払承諾	※15	565,570	2.06	513,724	1.95
負債の部合計		25,936,990	94.57	25,295,651	95.99

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		279,928	1.02	279,928	1.06
資本剰余金		352,208	1.28	352,208	1.34
資本準備金		279,928		279,928	
その他資本剰余金		72,280		72,280	
利益剰余金		587,129	2.14	240,740	0.91
その他利益剰余金		587,129		240,740	
繰越利益剰余金		587,129		240,740	
株主資本合計		1,219,266	4.44	872,877	3.31
その他有価証券評価差額金		224,805	0.82	104,727	0.40
繰延ヘッジ損益		△15,452	△0.05	19,621	0.07
土地再評価差額金	※10	61,412	0.22	59,872	0.23
評価・換算差額等合計		270,766	0.99	184,221	0.70
純資産の部合計		1,490,032	5.43	1,057,099	4.01
負債及び純資産の部合計		27,427,023	100.00	26,352,750	100.00

② 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		796,431	100.00	741,667	100.00
資金運用収益		456,388		468,646	
貸出金利息		332,521		368,520	
有価証券利息配当金		72,658		38,564	
コールローン利息		7,286		13,966	
買現先利息		0		—	
債券貸借取引受入利息		122		487	
買入手形利息		30		21	
預け金利息		9,487		15,597	
金利スワップ受入利息		23,059		18,974	
その他の受入利息		11,221		12,512	
信託報酬		8,227		8,637	
役務取引等収益		120,041		114,184	
受入為替手数料		27,487		26,808	
その他の役務収益		92,554		87,376	
特定取引収益		21,053		70,168	
商品有価証券収益		1,352		—	
特定取引有価証券収益		—		195	
特定金融派生商品収益		18,700		67,232	
その他の特定取引収益		999		2,741	
その他業務収益		61,098		41,114	
外国為替売買益		30,290		—	
国債等債券売却益		30,698		41,113	
その他の業務収益		109		0	
その他経常収益		129,621		38,916	
株式等売却益		99,308		17,743	
金銭の信託運用益		385		132	
その他の経常収益		29,927		21,040	
経常費用		511,493	64.22	620,934	83.72
資金調達費用		94,296		125,806	
預金利息		34,486		56,697	
譲渡性預金利息		6,351		11,772	
コールマネー利息		6,331		9,377	
売現先利息		300		865	
債券貸借取引支払利息		746		1,037	
売渡手形利息		85		—	
借入金利息		5,291		3,761	
社債利息		35,562		36,128	
その他の支払利息		5,141		6,167	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
役務取引等費用		43,398		44,728	
支払為替手数料		6,198		6,363	
その他の役務費用		37,200		38,365	
特定取引費用		455		464	
商品有価証券費用		—		464	
特定取引有価証券費用		455		—	
その他業務費用		36,060		87,452	
外国為替売買損		—		30,393	
国債等債券売却損		22,284		18,640	
国債等債券償還損		—		18,689	
国債等債券償却		66		95	
金融派生商品費用		13,709		19,633	
営業経費		227,361		224,384	
その他経常費用		109,919		138,096	
貸倒引当金繰入額		40,370		—	
貸出金償却		23,542		54,562	
株式等売却損		27,004		37,589	
株式等償却		6,563		24,801	
その他の経常費用		12,438		21,143	
経常利益		284,937	35.78	120,733	16.28
特別利益		23,894	3.00	88,232	11.90
固定資産処分益		1,267		144	
貸倒引当金戻入益		—		4,091	
償却債権取立益		19,900		30,937	
金融商品取引責任準備金取崩 額		—		0	
その他の特別利益	※2	2,726		53,058	
特別損失		7,851	0.99	4,301	0.58
固定資産処分損		1,914		1,526	
減損損失	※1	5,937		2,774	
税引前当期純利益		300,980	37.79	204,664	27.60
法人税、住民税及び事業税		△12,357	△1.55	△30,123	△4.06
法人税等調整額		△233,532	△29.32	36,048	4.86
当期純利益		546,871	68.66	198,739	26.80

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	355,670	987,808
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)					△210,048	△210,048
剰余金の配当					△107,258	△107,258
当期純利益					546,871	546,871
土地再評価差額金の取崩					1,893	1,893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	231,458	231,458
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	587,129	1,219,266

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	201,208	—	63,306	264,514	1,252,323
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					△210,048
剰余金の配当					△107,258
当期純利益					546,871
土地再評価差額金の取崩					1,893
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	23,597	△15,452	△1,893	6,251	6,251
事業年度中の変動額合計(百万円)	23,597	△15,452	△1,893	6,251	237,709
平成19年3月31日残高(百万円)	224,805	△15,452	61,412	270,766	1,490,032

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	587,129	1,219,266
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△546,668	△546,668
当期純利益					198,739	198,739
土地再評価差額金の取崩					1,540	1,540
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	—	—	△346,388	△346,388
平成20年3月31日残高(百万円)	279,928	279,928	72,280	352,208	240,740	872,877

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	224,805	△15,452	61,412	270,766	1,490,032
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△546,668
当期純利益					198,739
土地再評価差額金の取崩					1,540
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△120,078	35,073	△1,540	△86,544	△86,544
事業年度中の変動額合計(百万円)	△120,078	35,073	△1,540	△86,544	△432,933
平成20年3月31日残高(百万円)	104,727	19,621	59,872	184,221	1,057,099

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上していましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、前事業年度末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は496百万円減少し、繰延税金資産は339百万円増加しており、税引前当期純利益は836百万円増加しております。	
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	——
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ75百万円減少しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		(追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ373百万円減少しております。 また、平成22年度中に予定している東京本社ビルの移転に際し除却が見込まれる有形固定資産について、耐用年数の見直しを行い、当事業年度において、臨時償却を行いました。これに伴い、経常利益及び税引前当期純利益は1,332百万円減少しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は255,177百万円であります。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,882百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	—	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金としてその他の負債に含めて計上していましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。 なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は8,144百万円でありませ
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(4) 退職給付引当金 同左
	(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	(5) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,686百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 1,960百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 700百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	——
	——	(6) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当事業年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,804百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は2,651百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左
11 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,505,484百万円であります。 なお、当事業年度末における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、当社において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税引前当期純利益」が1,823百万円減少しております。 なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税引前中間純利益は1,605百万円多く計上されております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>——</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。</p> <p>② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。</p> <p>(5) 「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」は、貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	<p>———</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 33,401百万円</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p>
<p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は7,263百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当事業年度末において当該処分をせずすべて所有しております。</p>	<p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に当該処分をせずすべて所有しているものは54百万円ではありますが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p>
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は13,335百万円、延滞債権額は263,082百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は12,967百万円、延滞債権額は248,186百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,485百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,173百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185,812百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は137,923百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は467,715百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は403,250百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は238,298百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は178,572百万円であります。</p>																																
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 582 782 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>63,929百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,195,006百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>221,233百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,897百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="215 750 782 862"> <tr> <td>預金</td> <td>101,370百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>13,983百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>742,200百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券746,588百万円及びその他資産3,095百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち敷金保証金は17,061百万円であります。</p>	特定取引資産	63,929百万円	有価証券	2,195,006百万円	貸出金	221,233百万円	その他資産	3,897百万円	預金	101,370百万円	売現先勘定	13,983百万円	借入金	742,200百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="853 582 1404 716"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>96,807百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,890,867百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>180,846百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,940百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="853 750 1404 929"> <tr> <td>預金</td> <td>128,425百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>250,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>16,976百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>10,626百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>517,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券668,011百万円及びその他資産89,126百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他の資産のうち敷金保証金は16,912百万円であります。</p>	特定取引資産	96,807百万円	有価証券	1,890,867百万円	貸出金	180,846百万円	その他資産	3,940百万円	預金	128,425百万円	コールマネー	250,000百万円	売現先勘定	16,976百万円	債券貸借取引受入担保金	10,626百万円	借入金	517,500百万円
特定取引資産	63,929百万円																																
有価証券	2,195,006百万円																																
貸出金	221,233百万円																																
その他資産	3,897百万円																																
預金	101,370百万円																																
売現先勘定	13,983百万円																																
借入金	742,200百万円																																
特定取引資産	96,807百万円																																
有価証券	1,890,867百万円																																
貸出金	180,846百万円																																
その他資産	3,940百万円																																
預金	128,425百万円																																
コールマネー	250,000百万円																																
売現先勘定	16,976百万円																																
債券貸借取引受入担保金	10,626百万円																																
借入金	517,500百万円																																
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,623,224百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,310,042百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,852,883百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,558,452百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 135,303百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,743百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は465,608百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ465,608百万円減少しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 138,213百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 44,423百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金16,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は379,962百万円であります。</p>
<p>16 配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 乙種第一回優先株式 1株につき 6円36銭 丁種第一回優先株式 1株につき 10円 戊種第一回優先株式 1株につき 14円38銭 己種第一回優先株式 1株につき 18円50銭 第1種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘 第2種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘 第3種第一回優先株式 1株につき 37銭1厘</p>	<p>16 配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。 乙種第一回優先株式 1株につき 6円36銭 戊種第一回優先株式 1株につき 14円38銭 己種第一回優先株式 1株につき 18円50銭 第1種第一回優先株式 1株につき 56銭4厘 第2種第一回優先株式 1株につき 56銭4厘 第3種第一回優先株式 1株につき 56銭4厘</p>
<p>17 元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託516,755百万円であります。</p>	<p>17 元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託433,580百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>※1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について1,824百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,113百万円の「減損損失」を計上しております。</p> <p>上記「減損損失」の合計のうち、建物は2,046百万円、土地は1,432百万円、その他の有形固定資産は2,457百万円であります。</p> <p>グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※2 「その他の特別利益」には、店舗チャネル改革引当金取崩額2,625百万円が含まれております。</p>	<p>※2 「その他の特別利益」は、債権売却益40,000百万円及び投資損失引当金取崩額13,058百万円であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	60	60	—	注

(注) 取得権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,269百万円 減価償却累計額相当額 動産 5,688百万円 期末残高相当額 動産 6,580百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 2,018百万円 1年超 4,886百万円 合計 <u>6,904百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,075百万円 減価償却費相当額 1,943百万円 支払利息相当額 176百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 16百万円 1年超 9百万円 合計 <u>26百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 12,050百万円 減価償却累計額相当額 動産 6,914百万円 期末残高相当額 動産 5,135百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,999百万円 1年超 3,569百万円 合計 <u>5,569百万円</u> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,200百万円 減価償却費相当額 2,151百万円 支払利息相当額 158百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 1年内 10百万円 1年超 2百万円 合計 <u>13百万円</u> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日現在)及び当事業年度(平成20年3月31日現在)において、子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 922,309百万円 貸倒引当金損金算入 限度超過額 190,049 及び貸出金償却否認額 有価証券償却否認額 118,291 退職給付引当金損金算入 限度超過額 36,290 その他 72,888 繰延税金資産小計 1,339,829 評価性引当額 △959,803 繰延税金資産合計 380,026 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △80,228 退職給付信託設定益 △19,741 子会社株式譲渡益繰延 △2,104 未収配当金 △1,938 その他 △568 繰延税金負債合計 △104,581 繰延税金資産の純額 275,445百万円	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 税務上の繰越欠損金 804,826百万円 貸倒引当金損金算入 限度超過額 192,424 及び貸出金償却否認額 有価証券償却否認額 125,652 退職給付引当金損金算入 限度超過額 34,131 その他 62,592 繰延税金資産小計 1,219,628 評価性引当額 △887,961 繰延税金資産合計 331,666 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △31,990 退職給付信託設定益 △19,360 繰延ヘッジ利益 △13,422 子会社株式譲渡益繰延 △2,104 未収配当金 △1,941 その他 △274 繰延税金負債合計 △69,092 繰延税金資産の純額 262,574百万円
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.62% (調整) 評価性引当額 △119.38 受取配当金益金不算入 △1.79 源泉税および住民税均等割等 0.29 その他 △1.44 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △81.70%	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.62% (調整) 評価性引当額 △35.10 受取配当金益金不算入 △1.91 源泉税および住民税均等割等 0.41 その他 △1.13 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.89%

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△32.20	△46.35
1株当たり当期純利益	円	16.97	5.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	10.13	3.54

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度末 (平成19年3月31日)	当事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,490,032	1,057,099
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,483,323	2,486,851
うち優先株式	百万円	2,471,681	2,471,561
うち優先配当額	百万円	11,641	15,289
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	△993,290	△1,429,752
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	30,844,697	30,845,461

- 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	546,871	198,739
普通株主に帰属しない金額	百万円	23,283	30,579
うち優先配当額	百万円	23,283	30,579
普通株式に係る当期純利益	百万円	523,587	168,160
普通株式の期中平均株式数	千株	30,844,000	30,845,209
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	23,283	21,323
うち優先配当額	百万円	23,283	21,323
普通株式増加数	千株	23,096,300	22,665,621
うち優先株式	千株	23,096,300	22,665,621
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	乙種第一回優先株式 (発行済株式総数 680,000千株) 戊種第一回優先株式 (発行済株式総数 240,000千株) 己種第一回優先株式 (発行済株式総数 80,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	<p>東京本社ビルの譲渡</p> <p>当社は、平成20年4月28日開催の取締役会決議を経て、4月30日付で東京本社ビルを譲渡いたしました。</p> <p>東京本社ビルは、当社が保有し、親会社である株式会社りそなホールディングスをはじめとするりそなグループが使用しておりますが、譲渡後、当面は賃借により使用し、平成22年中には東京都江東区の深川地域に移転する予定です。</p> <p>本件は、移転により、地域やお客さまとのリレーションシップを一層深め、新しい企業文化の創造を目指すとともに、オフィスインフラの抜本的な改革を進め、本社部門の生産性の向上等に取り組むことが目的です。</p> <p>譲渡先 三菱地所株式会社 譲渡資産 東京都千代田区大手町一丁目2番1 他りそな・マルハビル、うち当社持分 帳簿価額 581億円 譲渡価額 1,626億円 譲渡日 平成20年4月30日</p>

④ 【附属明細表】

当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	178,988	100,101	6,201	78,887
土地	—	—	—	207,245	—	—	207,245
建設仮勘定	—	—	—	1,084	—	—	1,084
その他の有形 固定資産	—	—	—	49,091	38,111	2,129	10,979
有形固定資産計	—	—	—	436,410	138,213	8,331	298,197
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	10,711	4,653	1,975	6,057
その他の無形 固定資産	—	—	—	3,137	860	28	2,277
無形固定資産計	—	—	—	13,849	5,513	2,004	8,335

(注) 1 有形固定資産の増減額がいずれも有形固定資産の5%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 無形固定資産の金額は、資産総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	370,714 (110)	322,878	43,744	326,969	322,878
一般貸倒引当金	220,394	209,920	—	220,394	209,920
個別貸倒引当金	150,142 (110)	112,634	43,744	106,397	112,634
うち非居住者向け 債権分	48 (4)	27	—	48	27
特定海外債権 引当勘定	178	324	—	178	324
投資損失引当金	13,058	—	—	13,058	—
賞与引当金	—	8,770	—	—	8,770
その他の引当金	2,705	13,598	1,984	720	13,598
金融商品取引責任準備金	0	—	—	0	0
計	386,479 (110)	345,246	45,729	340,749	345,247

(注) 1 ()内は為替換算差額であります。

2 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替による取崩額
 うち非居住者向け債権分……………洗替による取崩額
 特定海外債権引当勘定……………洗替による取崩額
 投資損失引当金……………計上事由の解消による取崩額
 その他の引当金……………洗替による取崩額
 金融商品取引責任準備金……………金融商品取引業等に関する内閣府令第189条第2項による
 取崩額

3 その他の引当金の主な内訳は、重要な会計方針に記載しております。また、当期増加額は、信託取引損失引当金の増加を主な要因としております。

4 金融商品取引責任準備金の前期末残高は、証券取引責任準備金によるものであります。

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	2,090	1,930	2,086	3	1,930
未払法人税等	690	730	686	3	730
未払事業税	1,400	1,200	1,400	—	1,200

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成20年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次の通りであります。

① 資産の部

- 預け金 …………… 日本銀行への預け金505,504百万円、他の金融機関への預け金884,538百万円であり
ます。
- その他の証券 …… 外国証券107,212百万円その他であります。
- 前払費用 …………… 保険料2,209百万円、支払手数料1,139百万円その他であります。
- 未収収益 …………… 貸出金利息18,330百万円、有価証券利息配当金11,199百万円、受入手数料5,917百万
円その他であります。
- その他の資産 …… 前払年金費用131,705百万円、デリバティブ取引担保金89,109百万円、金融安定化抛
出基金への抛出金81,070百万円、金融商品未収金74,289百万円、社団法人新金融安
定化基金への抛出金57,527百万円その他であります。

② 負債の部

- その他の預金 …… 外貨預金407,224百万円、別段預金334,105百万円その他であります。
- 信託勘定借 …………… 信託勘定における銀行勘定貸と見合う勘定で信託勘定の余裕金等を一時的に受け入
れたものであります。
- 未払費用 …………… 預金利息25,824百万円、社債利息20,812百万円、支払手数料2,426百万円その他であ
ります。
- 前受収益 …………… 貸出金利息9,651百万円その他であります。
- その他の負債 …… 預金利子税等預かり金38,131百万円、デリバティブ取引担保金28,474百万円、仮受
金27,943百万円その他であります。

(3) 【信託財産残高表】

資産

科目	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	151,362	9.41	126,327	8.19
有価証券	0	0.00	0	0.00
信託受益権	744	0.05	—	—
受託有価証券	327	0.02	327	0.02
金銭債権	400,072	24.88	374,501	24.26
有形固定資産	591,401	36.77	632,020	40.95
無形固定資産	3,321	0.21	4,165	0.27
その他債権	14,051	0.87	12,613	0.82
銀行勘定貸	417,715	25.97	367,996	23.84
現金預け金	29,222	1.82	25,498	1.65
合計	1,608,218	100.00	1,543,450	100.00

負債

科目	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	555,739	34.56	470,264	30.47
財産形成給付信託	1,656	0.10	1,272	0.08
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	327	0.02	327	0.02
金銭債権の信託	416,893	25.92	398,201	25.80
土地及びその定着物の信託	159,371	9.91	121,327	7.86
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,697	0.29	4,691	0.31
包括信託	469,533	29.20	547,364	35.46
合計	1,608,218	100.00	1,543,450	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前事業年度末 73,431百万円

当事業年度末 66,632百万円

3 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末151,062百万円のうち破綻先債権額は86百万円、延滞債権額は4,288百万円、3ヵ月以上延滞債権額は161百万円、貸出条件緩和債権額は20,430百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,967百万円であります。

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 当事業年度末126,144百万円のうち破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

(4) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	—(注)
株券の種類	株券の発行はしていません
剰余金の配当の基準日	12月31日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区北浜2丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス 本社証券代行部
株主名簿管理人	大阪市中央区北浜2丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	株式会社だいこう証券ビジネス 各支社
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載
株主に対する特典	ありません

- (注) 1 定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するために基準日は設けておりません。
2 平成20年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の公告方法は以下のとおりとなりました。
当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。
<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rb/index.html>

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号の有価証券の発行者ではないため、該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書
平成18年6月29日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年4月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動又は特定子会社の移動）に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年4月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 自 平成18年4月1日
(第5期) 至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書
平成17年11月28日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成19年6月28日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書
上記(5)に係る訂正報告書であります。 | 平成19年12月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 半期報告書
第6期中 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日 | 平成19年12月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録書及びその添付書類
社債の募集に係る発行登録書であります。 | 平成20年1月25日
近畿財務局長に提出。 |

(10) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条
第2項第12号及び第19号(財政状態及び経営
成績に著しい影響を与える事象が発生した
場合)に基づく臨時報告書であります。

平成20年5月2日
近畿財務局長に提出。

(11) 訂正発行登録書
上記(9)に係る訂正発行登録書であります。

平成20年5月2日
近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田	建 太 郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月30日付で東京本社ビルを譲渡した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月26日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	深 田	建 太 郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社りそな銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月30日付で東京本社ビルを譲渡した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。